

第 6 6 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 3 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 7 年 9 月 9 日 (水 曜 日)

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 9 月 9 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 3 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 一 般 質 問

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

| | |
|-------------------|-------------------|
| 1 番 鈴 木 浩 之 議 員 | 2 番 稲 田 常 実 議 員 |
| 3 番 藤 原 正 憲 議 員 | 4 番 林 克 治 議 員 |
| 5 番 飯 田 吉 則 議 員 | 6 番 大 畑 利 明 議 員 |
| 7 番 東 豊 俊 議 員 | 8 番 福 嶋 齊 議 員 |
| 9 番 榎 橋 美 恵 子 議 員 | 1 0 番 西 本 諭 議 員 |
| 1 1 番 実 友 勉 議 員 | 1 2 番 高 山 政 信 議 員 |
| 1 3 番 岸 本 義 明 議 員 | 1 4 番 山 下 由 美 議 員 |
| 1 5 番 岡 前 治 生 議 員 | 1 6 番 小 林 健 志 議 員 |
| 1 7 番 伊 藤 一 郎 議 員 | 1 8 番 秋 田 裕 三 議 員 |

欠 席 議 員 な し

職 務 の た め に 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名

| | | |
|-------------------|---|-------------|
| 事 務 局 長 岡 崎 悦 也 君 | 書 | 記 前 田 正 人 君 |
| 書 記 清 水 圭 子 君 | 書 | 記 岸 元 秀 高 君 |

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|-------|-----------|-------|
| 市長 | 福元晶三君 | 副市長 | 清水弘和君 |
| 教育長 | 西岡章寿君 | 参事 | 西山大作君 |
| 会計管理者 | 西川龍君 | 一宮市民局長 | 落岩一生君 |
| 波賀市民局長 | 大島照雄君 | 千種市民局長 | 阿曾茂夫君 |
| 企画総務部長 | 中村司君 | まちづくり推進部長 | 坂根雅彦君 |
| 市民生活部次長 | 長尾一司君 | 健康福祉部長 | 浅田雅昭君 |
| 産業部長 | 中岸芳和君 | 農業委員会事務局長 | 山石俊一君 |
| 建設部長 | 鎌田知昭君 | 教育委員会教育部長 | 藤原卓郎君 |
| 総合病院事務部長 | 花本孝君 | | |

(午前 9時30分 開議)

議長(秋田裕三君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりでございます。

なお、発言に際しましては、議員、当局ともに「議長」と発声の上、挙手の上でお願いをいたします。両サイド、少し見にくいのでよろしくをお願いをいたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

議長(秋田裕三君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき順番に発言を許可します。

まず、山下由美議員の一般質問を行います。

14番、山下由美議員。

14番(山下由美君) 14番の山下です。一般質問を行います。

まず、いじめについて、教育長に伺います。

先日の総務文教常任委員会で平成27年度1学期、いじめアンケート調査等の報告が行われましたが、いじめへの対応については、指導済み、再発なし、見守り継続中とあるのみで、どのような対応がされたのか理解できませんでした。担当職員に質問をしましたが、やはり理解できず、不安が残りました。現在、いじめによる子どもの自殺が大きな社会問題になっています。宍粟市の子どもたちは、本当に大丈夫なのか。どのような方法でいじめを認知し、誰がどのように対応しているのか。

続いて、マイナンバー制度について、市長に伺います。

今年10月から、市民への番号通知が開始され、来年1月からマイナンバーシステムの稼働が始まります。利便性ばかりが強調されていますが、個人情報が集積されているので、流出したり悪用されれば甚大なプライバシー侵害や、なりすましなどの犯罪に結びつきます。

国は3,000億円以上の税金を投入し、多額の維持管理費をかけますが、市民にとって必要な制度ではないと考えます。市長は、プライバシー侵害や犯罪等からどのようにして市民を守ろうと考えておられるのか。

これで、一度目の質問を終わります。

議長(秋田裕三君) 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) おはようございます。連日、大変御苦労さまでございます。

前段、少し昨日から心配しておりました台風18号、これにおきまして、東海地方のほうへと、こういうことでありまして、この地方についてはということですが、まだまだ予断は許せないところであります。昨夜からしーたん放送等でも市民の安全対策を呼びかけておりまして、本日の市の招集しております会議についても延期をするなどした対応をしております。いずれにしても、安全対策をさらに引き締めてやらないかんなど、こう思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、山下議員より多く2点の御質問をいただいております、私のほうからは、マイナンバー制度、このことについて御答弁をさせていただきたいと、このように思います。

マイナンバー制度は、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を目的に全国で導入される新たな制度でありまして、国策として制度が導入されたわけでありまして、国のスケジュールに沿って宍粟市でも準備を進めているところではございますが、制度では、大切な個人情報を取り扱うことから、システムの整備であったり、ネットワークの見直しなどの技術面や職員研修の人的面など、さまざまな角度から安全対策を講じる必要があると、このように強く認識をしております。

さらにまた、安全対策においても、国において十分議論をされ、それぞれ方向性が出されておりますが、その方向性に沿って市としても安全対策の万全を期していきたいと、このように考えております。

御質問の具体的な対応策については、担当部長のほうから御答弁を申し上げます。また、その他については教育長よりお答えをさせていただきます。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 山下議員からのいじめにつきまして、どのような方法で認知をしているのか、それから誰がどのように対応しているのかという御質問についてお答えさせていただきます。

いじめは、どの子どもにも、またどの学校でも起こり得るものとして全ての教職員が問題意識を持ちながら、早期発見に努めているところでございます。

各学校におきましては、本市が平成24年に作成しました教職員用いじめ早期発見対応マニュアル、こういうものを参考にしながら、アンケートによる実態把握、またチェックリストによる観察を行うとともに、担任が中心となりまして個人面談等、教育相談を定期的に行うなどしながら、子どもからのサインやいじめの兆候を見逃

さないように取り組みを進めているところであります。

また、いじめの情報につきましては、保護者やそれから地域の方から寄せられることもありますし、本人が誰にも言えない状況であっても周囲の友達から訴えてくれる、そういうケースもあります。

いずれにしましても、教職員がいじめを認知した場合には、即座に校内で情報を共有しまして、問題解決に向けまして迅速に対応するように心がけています。

いじめの問題への対応につきましては、市の基本方針にもあるとおり、全ての教職員で対応のあり方について共通理解を図りながら、子どもへの支援を1人の教師だけで負わせるのではなく、役割分担をしながら、チームでかかわっていくことが大切であります。教育委員会としましても、こうした組織対応で学校現場に定着しますように、今後も指導を行っていくとともに、学校や関係機関と一体となりまして、いじめ防止等について今後も取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 私のほうからは、情報流出等のセキュリティーの対策につきましてを御答弁させていただきます。

この施策自体、国策でございまして、市といたしまして情報流出に対するセキュリティー対策として考えておりますのは、まず、1点目、やはり物理的なセキュリティーの対策が必要であろうという部分と、人的なセキュリティー、あるいは技術的セキュリティー、運用管理というような4項目について検討をしております。

まず、物理的セキュリティーといいますのは、その機関情報系システムへの外部からの侵入を防ぐということで、この部分につきまして、やはり情報系のインターネット等の接続、通常の部分との物理的に分断をして利用するというので、まずそれを防いでいく。

それから、人的セキュリティーといたしましては、それを扱う人間、権限を持つ責任者の明確化をはかって、誰でもが見える状態ではないという、そういう部分と、あと実務研修等の実施、あるいは技術的なセキュリティーといたしましては、やはり不正アクセスの防止とか、コンピューターウイルス対策ソフトの導入とかいう部分で行っていきたいと考えております。

それと、運用管理につきましても、やはり障害時の対応の状況とか、あるいは情報セキュリティーポリシーの遵守等の啓発、そういう部分に努めていきたいと考えております。

なお、事業者への制度の周知や個人情報の保管、あるいは管理の徹底につきましても啓発を行っているところでございます。

あと1点、なりすましに関する部分でございますけれども、この不正利用につきましては、申請の手続におきまして、やはり写真つきの番号カード、あるいは通知カードでありますと、身分を証明する書類等が必要となってきますので、その危険性は若干少ないのかなとは考えております。

それと、あと1点なんですけれども、個人情報の集積につきましては、やはり行政機関ごとの情報は分断をして管理をすることになっていきます。マイナンバーにより各行政機関の連携を図るということになっておりまして、1カ所で全てを管理することにはなっておりません。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） それでは、いじめについて、再質問を行いたいと思います。

8月の総務文教常任委員会でいただいた平成27年度1学期いじめアンケート調査等の報告では、中学校で14件、小学校で2件のいじめが認知されて、対応されております。

この報告があった後に、岩手県で中学2年の男子生徒が自殺したという問題を受けて、文部科学省は平成26年度分のいじめの認知件数についての調査をやり直すように教育委員会に通知を出しております。宍粟市の平成26年度はいじめの認知件数は何件なのか。また、調査のやり直しによっていじめの認知件数は変わるのかどうか、まず最初にお尋ねしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 平成26年度はいじめの件数をお答えさせていただきます。小学校で3件、中学校で17件という報告が上がっております。

また、この再調査ということは現在しておりますので、その結果については後日また報告させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 現在調査中ということなんですけれども、それで新たないじめが現在のところ発生しているのかどうかだけ、ちょっと教えてください。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 現在のところ、発生しているとは聞いており

ません。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 委員会に提出されました平成27年度の1学期のいじめアンケート調査等の報告の現在の状況というところで非常に気になったところがあるんです。それは、16件のいじめが認知されているんですけども、このいじめの内容というものが、例を挙げますと、例えば発表しているとクラスメートが目を合わせて笑ったり、休み時間に目の前で悪口を言われたりする。このいじめの内容の対応といいますか、現在の状況というものが指導済み、見守り継続中というふうに書いてあります。

また、いじめの内容がシャープペンでさされた。これの現在の状況が指導済み、再発なしと、こういうふうに簡単に書かれているわけなんです。

私が思うんですけども、いじめを認知したら、やはり加害者から制裁を受けることがないように、秘密を守る、秘密厳守、これが基本であるんですが、指導済みというふうに簡単に書かれているので、指導した後で教師の見ていない裏でいじめが前より強力になっているのではないかという心配が湧き上がりました。どういう状況であるのか、教育長に御説明を願いたいと思います。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 今、2件を例を挙げていただいたんですが、指導済みというのは、いじめを受けたと感じている子からの訴え、また発見されたことによってその子からしっかり事情を聞きます。で、いじめた子には別個でお話を聞きまして、そしてそのことが事実が確認されれば、お互いに指導して、そして対面させまして、その内容を確認して仲直りをさせると。今後こういうことをしないようにというふうに確認し合うということが指導済みというふうにとっております。

そして、継続につきましては、いろいろなこういういじめが起こったときには報告・連絡・相談というものを徹底しまして、指導ができた後には、このことが再発しないように点検・確認ということを繰り返し行うということで、いじめられたと感じている子どもから、こういうことが再発していないかということを確認しながら指導しているということで、見守り継続中というふうに表現しております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 今の御回答を得て余計に心配になったんですけども、加害者と被害者を対面させて、もういじめをしないようにというような指導の仕方と

というのは、全く被害者の守秘義務といいますか、が守られていないんじゃないかなと。何かすごく子どものいじめといっても本当に深刻なんです。なのに、そんなふうなやり方だったら、やはり教師が見ていない裏でもっとひどいいじめが行われていると思いますし、それを見ていた他の生徒ももう絶対どんなにいじめられていても学校の教師には言いたくない、そんなふうになっていると私は考えますし、それに以前に私が聞いたお話でも、そういった形での指導が行われて、その後、ちくったということで、加害者ではないほかの人たちにもいじめられて、精神を病んだという事例を知っているんですが、そのあたりもっと慎重に考えなければいけないんじゃないかと思いますが、いかがですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） いじめの対応としましては、最終的には当事者同士が仲直りすると。そして、こういうことが起こらないように理解し合うということが基本的な対応になっております。ですから、私は対面させて、お互いが理解し合って、再発しないようにということが基本であるというふうに考えておりますし、その後、そういうことが、今、御指摘あったようなことが起こらないように担任、または校内のいじめ対策委員会等で共通理解を図りながら、面談をしてその再発が起こらないかということを確認するというふうな対応はもういじめ対応の基本的な取り組みであると、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 教育長のお答えがそのようなお答えで、私は本当に今の宍粟市の教育が大丈夫なのかと、本当に不安になりました。今の子どもたちのいじめは仲直りで済むような問題ではないんです。学校に相談ができない状態であるのだなということをお前は今感じざるを得ませんでした。

次の質問に移らせていただきます。

いじめに密接にかかわる私は不登校、この状況を見てみたんです。宍粟市の小中学校における不登校の児童生徒数は平成26年度で54人というふうに報告されております。総務の委員会で報告されております。住民基本台帳に基づく在籍児童生徒数に占める不登校の割合は1.64%ということになります。全国的な不登校児童生徒の割合を見てみました。文部科学省が調査した平成25年度全国の小中学校における不登校児童生徒の割合は1.17%なんです。宍粟市が高くなっております。

小学校、中学校を分けて、宍粟市の不登校の状況を見ますと、小学校で不登校の児童は4人、その割合は0.19%でありまして、全国の小学校の不登校の割合

0.36%よりも低くなっております。そこで、宍粟市の中学校における不登校の状況を見てみますと、不登校の生徒が50人、その割合は4.11%、全国の中学校の不登校の割合2.69%に比べて著しく高くなっているんです。全国的な不登校状況を比べると、宍粟市は小学校の不登校は比較的少ないけれども、中学に上がった途端に不登校が著しく増える、このような状況にあるわけなんです。

教育長もこの状況はよく御存じだと思いますけれども、なぜこのような状況に今なっているのか。どのように分析という言い方はおかしいかもしれませんが、考えておられるのか。どのように対応しておられるのか、御説明をお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 先ほど宍粟の取り組みが残念やというような言葉を聞いたんですけども、宍粟の取り組みはきちっと私はしていると思います。いじめの内容に応じて、種類に応じて対応を変えてもちろん、今、山下議員指摘のようなことはするわけですが、今宍粟で起こっておりますことに対しては先ほど申し上げたような対応で、子どもも保護者も納得されているということでの対応やということを知っておいていただきたいと思います。

それから、一つ勘違いというか、理解していただきたいんですが、さっき54名と言われましたが、宍粟の不登校は27名なんです。54名というのは、長期欠席、いわゆる病気であるとか、そういうふうなことで学校に来にくい、また来ていないという子ども含めての54人であるということだけは御理解いただきたいと思います。

それから、中学校に入ってから不登校が多くなるということに関しては、これは全国的なそういう傾向があるわけですが、そういうものをなくすために、いわゆる小学校段階から教科担任制を敷いているいろいろな先生に授業を受ける、そういうふうな工夫もしておりますし、中学校に入ってそういうことが起こらないように、今、小・中連携ということで小学校の先生が中学校に来て、中学校の先生が小学校に行って授業を交流する。または小・中合同での登下校日を設けたり、またはリサイクル活動をしたりするという、そういう小・中の交流を増やししながら、そういういじめの起こらない対策ということで、小・中連携も熱心に取り組んでいるところであります。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 先ほど教育長が今の現在の宍粟市の学校のいじめの取り組みで保護者が非常に納得しておられるというような発言をされたんですけども、

それはどこでどういうふうなお話をされたわけなんですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 学校からの報告によりますと、先ほど言っていたように解決済み、そしてまた見守り継続中ということで、それ以上の苦情は出ていないということで私は理解しておりますので、今のところ、保護者も理解していただいているというふうに感じております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） それならば、やはり認識は間違っていると思います。私が今回の質問しているのは、やはり保護者からいじめに対する対応について、満足していないという意見をたくさん聞くから質問しているわけですから、教育長も保護者の意見をもう少ししっかりと聞かれたほうがいいと思います。いかがですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 今議員がおっしゃったような例につきましては、ここはプライバシーのことも出してはいかんとするので、後ほど具体的に教えていただきたきまして、その部分につきましてはしっかり教育委員会、そして現場とも連携しながら対応したいと思いますので、後ほどよろしくお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） やはり宍粟市の傾向として、中学校になると不登校が著しく増えるという状況は、やはり中学校になってから何らかの問題があるから、学校に行きづらい子どもたちが増えるということなので、その辺もしっかりと考えていかなければならないと思います。その辺はいかがですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 今おっしゃられたとおり、中一ギャップということで、中学校に入ってからのいじめの件数であったり、不登校の件数が増えているのは認識しておりますので、それをなくすために小中連携、また、小中一貫というような取り組みを具体的に進めているということをお理解いただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 大変申しわけないんですけども、これまでの教育長のお話をというか、回答を伺って、これまでの学校を卒業してきた子どもたち、既に成人しておられる人たちが学校時代は本当につらかったというふうにお話をされている人たちのことがやっぱり現実なのだなというふうにお話をされている人たちのことがやっぱり現実なのだなというふうに、申しわけありませんが感じてしまいました。

続いて、質問させていただきます。

さまざまな要因で不登校に至っているというふうには考えられるんですね。例えば精神を病んでしまいそうないじめから身を守るための不登校、私はこれは学校に行かなくてもいいんじゃないかというふうにも考えておりますし、また、発達障害の特性を持っているが理解されず、傷つき体験を重ねて不安定になったための不登校、これも当事者にとってはいじめと同じです。また、家庭環境の問題を抱えるための不登校、これも考えられるのではないかなと思います。

このようないじめに遭っている子どもや不登校の子どもたちのような心配な子どもたちに対して、一人一人の状況を見立てて、個別支援計画を立てて、改善に向けてかかわっていけるような時間が学力の向上に追われている、特に中学校、今の忙しい教育現場にあるのかどうか。特に中学校です。不登校生徒が多い中学校において、教師が気になる生徒の変化に対して話し合い、改善していくシステムがあるのかどうか、教育長にお尋ねいたします。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 特に、以前、山下議員からもその発達障害の子どもたちがいじめに遭ったりするようなことも指摘受けまして、昨年度から児童生徒支援スーパーバイザーを配置しまして、取り組みを進めているところであります。そして、今年、特に宍粟の学校サポートチームというのを立ち上げまして、そのスーパーバイザー、それから青少年育成センターのメンバー、それから適応教室の指導員、さらに今年配置していただきましたスクールソーシャルワーカー、ここがチームとなって取り組みを進めております。

この1学期には、全小中学校を訪問しまして、気になる子どもたちのチェックも全て済ませております。今後、2学期から具体的な対応をしていく、その予定をしております。

さらに、先ほど子どもの共通理解ということを言われましたが、各学校では、気になる子ども、また発達障害を持っている子どもたちについて、一人一人サポートファイルというものをつくりまして、その子の様子の変化、さらには指導計画、また目標をしっかりと立てて、その子どもの一人一人に寄り添う指導を取り組んでおりますし、そのことに関して、中学校でも、もちろん小学校でもですが、職員会議を開く、またこの子ども一人一人に応じた学年会を開くということで、全職員がその子どもの特性を知って共通理解をするということで、特性に応じていじめや不登校が起こらないような対応は今しっかりやっているということと言えます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 私が思いますのには、中学校において不登校が非常に多いということで、やはり気になる子ども一人一人に寄り添える時間が教職員にないのではないかというふうに考えております。

そこで、やはり今、今年の4月からスクールソーシャルワーカーがずっと私も求めてきたんですけれども、1人配置されております。しかし、この方は週に1回、6時間の勤務であります。スクールソーシャルワーカーは福祉の専門職であって、心配されている子どもたちの状況をまず見立てて、そして学校の中だけではなくて、家庭、地域にも出向いていきます。学校、民生委員児童委員、関係機関の人たちと協力をして、そして現在ある子どもの状況を改善していき、子どもが行きやすくなる、このための福祉の専門的な知識を身につけております。

しかしながら、現在の状況のような1人で週に1回、6時間の勤務、これでは専門性が発揮できないのではないかというふうに私は捉えておりますが、状況はどのようになっていますか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） まず、子どもと寄り添う時間がないと、対面する時間が少ないということにつきましては、昨年度から徹底してノー部活動デー、ノー会議デー、ノー残業デーを実施するように厳しく言いまして、中学校でも週1回のノー部活動デー、さらに土日につきましても最低2回以上のノー部活動デーを設定して、子どもに寄り添う時間、かかわる時間を増やすように取り組んでいる、これにつきましては全中学校、もちろん小学校もやっております。

それから、スクールソーシャルワーカーは週1回なんですけど、先ほども申しましたように、宍粟学校サポートチームというのを立ち上げておりますので、スクールソーシャルワーカーが来れないときには、ほかのメンバーでその部分に対応し、また、スクールソーシャルワーカーからアドバイスを受けながら対応していくというふうに今のところ取り組んでおります。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 教育委員会が指導してノー残業デー、ノー部活動デーというような日を設置したとしても、やはりさまざまな管理体制が強まっていて、書類の作成等も増えていると聞いております。そのような中では、子どもにじっくりと

触れ合う時間は私はないのではないかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 以前の今言いましたような取り組みがないときには、本当になかなか子どもと向き合う時間が少なかったわけですが、今こういう取り組みを確実に実施することによって、子どもと寄り添う、触れ合う、また語る時間を増やしていこうとしておりますし、これをもっと確実にすることによって子どもとの対話する時間を増やす。さらには業務改善にも今後取り組んで、子どもとの触れ合う時間を少しでも増やしていこうと、今取り組みを日に日に進めているところであります。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 現在の状況下ではやはりなかなか無理だと思うので、とりあえずスクールソーシャルワーカーを常勤で配備するべきだと私は思います。

時間がありませんので、次、質問させていただきます。

このスクールカウンセラー、これの問題なんですけれども、今宍粟市には9人のスクールカウンセラーが週に1回勤務されております。それぞれのカウンセラーの配置学校が決まっていて、保護者や生徒は校区外のカウンセラーを選ぶことができません。しかし、それぞれのカウンセラーには専門分野とといいますか、得意分野があるように私は認識しております。例えば発達障害のある子どもの対応と、そうでない子どもの対応は明らかに違います。発達障害のある子どもに対しては、共感に基づくカウンセリングに効果はなくて、共有すること、その子の特性を理解し、環境を整備することが大切でありますし、また、保護者にも子どもの対応の仕方とかをわかりやすく建設的に伝えなければならないということもあります。また、ほかに保護者や生徒のそのカウンセラーに対する相性というものもあります。校区内のカウンセラーのカウンセリングで自身の問題が解決しそうにないとき、経済的にかなり余裕のある人は民間のカウセリングを受けることができますが、そうでない人はカウセリングを受ける機会を失っておられます。問題解決の機会を失っておられます。私は校区外のカウンセラーを利用できるように考えるべきであると思うのですが、教育長のお考えはいかがですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 今、スクールカウンセラー9人配置ができています。

が、以前と違いまして、今スクールカウンセラーが非常に認知されまして、それぞれの学校で時間の予約を取らないと、なかなかカウンセリングが受けられないような状況が生まれて、スクールカウンセラーも大変忙しく活躍していただいております。

選ぶことができないというのは、本当にそれぞれの学校で対応がされているので、実際選ぶことができません。したがって、その部分を埋めるためにスーパーバイザーを配置しております、これはカウンセリングの資格も持っておりますので、本当にスーパーバイザーが朝から晩までフル活用をしていただきながら、当事者は本当にたくさんの方のことを聞くので、かなり疲れているような様子も見えますけれども、本当にスーパーバイザーを皆さんのおかげで配置していただいたおかげで、その穴を埋めながら、すき間のない対応が今できているというふうに思っております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 最後に教育長にお尋ねしたいんですけれども、今、宍粟市に明日はわからないけど、今日は生きていこう、そういった子どもたちが幾人が存在しているのではないかと。教師は忙し過ぎて対応ができていないのではないかと。そのような不安を私は抱いておりますが、教育長はどのように思われているのか、どういうふうにしようと思われているのかをお答えください。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 明日はわからないが今日は生きていこうというふうな気持ちを持っている子がいるのかどうかは私はつかんでおりませんが、それぞれの現場で、先ほどから申しておりますように、校内のいじめ、それから不登校、いろいろな対策委員会を持ちながら、先生が一人一人の子どもをしっかり見てカウンセリングしたり、さらにはアンケートやチェックリストをとりながらやっております。一つの業者の名前を出すのはいけないんですが、子どもの意欲、満足度をチェックする、そういうチェックリストがあります。これを見ますと、その子どもたちの心理、今の状態も非常によくわかるようになっておりますので、これを本当にどの学校も有効に活用していただきながら、今日は楽しかった、また明日も来ようという子どもをつくるために、今努力しているということで御理解いただきたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） すみません、マイナンバーの質問に移させていただきます。

このマイナンバー制度は、国が国民の個人情報を一元的に管理、活用するための制度です。最大の狙いは国民の収入、財産の実態を政府がつかみ、税・保険料の徴収強化と社会保障の給付削減を行うことにあります。税、社会保障、災害の3分野での利用から始まり、官・民のさまざまな分野に利用を拡大していく予定であります。

9月3日の国会でプライバシー性の極めて高い個人の預貯金や特定健診情報なども利用の対象とするマイナンバー拡大法案が可決成立しております。より深刻なプライバシー侵害や犯罪を招くおそれが増加しております。宍粟市においては、この間、4件の不祥事が相次いで起こっているというようなこともあります。そのような中、来月から市民への番号通知が開始されます。担当の職場は日常の業務に加えて、通知カードの具体的な説明や対応に追われて大混乱するのではないかと考えられます。本当に大丈夫なのか、市長、お答えください。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） この部分につきまして、現在マイナンバーの導入に向けて幹事会等の担当者会等を設置して、その部分について対応策を検討しております。ですから人的な面、あるいは書類的な面、電話対応の面等、いろいろとございます。その部分について対応していく予定でございます。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） もう1点、市長に是非質問しておきたいことがあるんですけども、宍粟市においてもこのようなパンフレット、あなたにもマイナンバーとあって、こういうふうに出ております。この中で、なりすまし犯罪防止とプライバシー保護のために是非個人番号カードの申請をというふうに政府に倣って利便性、安全性を強調して利用の拡大を今進めておられます。例えばカードの置き忘れとか、そういったような個人の責任が問われるような事態によって不正利用などの事態が生じたとしても、私は自己責任として切り捨てるわけにはいかないというふうに今考えておるんですけども、その点について市長の見解を伺っておきたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 冒頭申し上げましたとおり、この制度は国策としてこうなされておりました。当然のことながら、宍粟市にとってもさまざまな角度から安全対策等々を講じる必要があると、このように感じて万全を期して運用を図っていきたい。そのことが求められておると、このように理解しております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 先日の岡前議員の質問で、情報が漏えいされるということ
を100%防ぐということは不可能であるというふうに言われましたが、その点でや
はり市民の方は大変不安を感じておられると思われるのですが、そのところでも
う一度しっかりとした説明をお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 私のほうからお答えさせていただきます。

このやはりコンピューターによりますこういう情報につきましては、100%とい
うことは言い切れないとは考えております。しかしながら、それに向けて、そうい
うことのないように対策をとっていきたいと考えております。

それと、マイナンバーカード自体にかなり重要な情報が入ることではござ
いません。そのカードを使って個々の行政機関の持っている情報が絶対流出しては
ならないという部分で、その部分での対策を今後ともできる限りの範囲でとって
いきたいと考えております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） そしたら、もう1点だけ、来月から心配される番号通知が
開始されて、それで職員の方が日常業務に加えてその通知カードの説明とか、さま
ざまなことに追われていかれると思うんです。そうなったときに、その番号が漏え
いされて、そして悪用されたというようなことが起こった場合、市長としてどのよ
うに責任をとろうと考えておられるのか、お答えください。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほど担当部長がお答えしたとおり、さまざまな角度からい
ろいろ安全対策を講じ、そのセキュリティーには万全を期していくと、こういうこ
とでありまして、そういう意味で市民のプライバシーの保護等々を含めて万全を期
する、そのことが大事だろうと、このように思っています。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員の一般質問を終わります。

続いて、西本 諭議員の一般質問を行います。

10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 10番、西本でございます。議長の許可をいただきましたの
で、2項目の問題について一般質問をさせていただきます。

宍粟市は、県下でも2番目に広い地域であります。その9割が森林であり、当市
はその森林を生かした林業をなりわいとして発展してまいりました。しかし、近年
は、木材価格の低迷とともに、儲からない産業として衰退傾向にありましたが、国

策等さまざまな関係者の努力によって、宍粟市の林業にもわずかながら光が差し込んでいるように思います。

また、現在、全国の自治体で地方創生のための地方創生戦略が練られておりますが、私は宍粟市の目指すべきものは何なのかと考えると、やはり中心に据えるのは山であり林業ではないかと考えておりました。宍粟市における林業の活性化は、市の活性化に直結し、若者の雇用や防災、獣害被害の減少、農業の活性化、観光資源に、また、さらにはバイオマスエネルギー等の活用でエコにも貢献してまいります。そして、さらに当市には、県の機関であります森林林業技術センターや林野庁兵庫森林管理署、さらには兵庫木材センター、そして、県立山崎高校森林環境科学科、そして山の学校と林業関係の施設がたくさんあります。

そんな中で、今回の林業大学、仮称でありますけども、誘致の可能性が出てきたことに対して大いなる希望を抱いている一人であります。しかし、新聞に公表されたことにより、激しい誘致合戦も予測されます。

県の戦略案によりますと、2019年までに実現する具体的な目標を示したものとあります。あまり時間はございません。林業大学の誘致は、当市にとって計り知れないよい影響を与えると考えております。したがって、すぐにでも誘致に向けて大きな市民運動にさせる必要があると考えておりますが、市長の考えを伺います。

次に、3世代同居家族の支援について伺います。

全国の自治体でとめられない人口減をいかにとめるかが喫緊の課題でありながら、決定的な対策が見つからないのが現状であります。それでも私たちは知恵と汗を絞り出して前へ進まなければなりません。

そこで、私が平成23年の9月議会で「3世代きずな計画」として提案させていただきましたが、再度3世代同居家族の支援策を実施すべきだと訴えさせていただきます。

皆さんもそうだと思いますが、私たちが子どものころは家族3世代同居が普通でございました。現在は親世代は独立して住み、子ども世代は別居で共働き、その子どもは保育園や学童保育にと家族の形は核家族化へと大きく変わってきました。

親・子・孫の3世代同居は若者を呼び戻し、高齢者が元気で現役世代が生き生きと暮らし、子どもたちが伸び伸びと家庭の中で育つ、そんな環境づくりを目指した施策として提案いたします。

当然、若者の働く場所の確保も必要ですが、3世代同居を先にイメージすることによって、若者が戻りやすくなることも考えられます。市長の考えを伺います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 西本 諭議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 西本議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。2点いただいております。

まず、1点目の林業大学の誘致をと、こういうことであります。

宍粟市は、県下においても最大級の森林面積を有しておることについては、もう御承知のとおりだと思います。いわゆる森林は木材としての活用だけではなく、水源涵養であったり、あるいは環境、防災、さらには生物の多様性の保全、また、我がまちが県下で初のということで、森林セラピー等ではありますが、それに代表されるような保健レクリエーション機能等々、各種の多面的な機能、役割を持っておるところであります。

宍粟市では、山崎木材市場であったり、あるいは兵庫木材センターをはじめ多くの林業事業体が現在それぞれの役割を演じていただいて、御活躍をいただいております。

ちなみに、兵庫県全体における素材の取扱量であります。平成26年は、兵庫県全体で31万6,000立米であります。そのうち宍粟市では24万4,000立米の取扱量でありまして、パーセントにしますと約77%の県下でも取扱量を誇っていると、こういうことであります。

さらに、その素材をはじめとして未利用材の利活用も今日的な課題ということでありまして、バイオを含めて取り扱いをしておるところであります。あわせもって、今後、計画的な森林経営の体制というんですか、ここ近年、ようやく整いつつある状況であります。

しかしながら、課題としても後継者の育成の問題であったり、あるいは今日的な技術革新に伴う対応する技術の向上、こういったことが喫緊の課題と、こういうふうな状況であります。

また、今回発表されております県の地域創生戦略の案を見ておりますと、いわゆる2019年度までに県産の素材生産、これについても43万立方メートルまでの目標に向かって進めると、こういうことでありまして、いわゆる生産拡大に向けた事業を展開すると、こんなことがその戦略の中にもありまして、その点も大いに期待をしております。同時に我がまちの役割もあるかなあと、このように感じております。

こうした中、このたびの兵庫県地域創生戦略案の中に、ただいまお話のありました、仮称であります、ひょうご林業大学校の設置が盛り込まれました。このことは、我がまちにとっても大いに歓迎するものであると、このように考えておりました、この仮称の林業大学の設置については、先ほど来我がまちの環境を言っていたいただきました県立高校やあるいは森林技術センター等々の環境、さらに我がまちのこれまでの歴史、また先ほどの素材取扱量等々から見ましても、宍粟市が県下においてその候補地としては最適であると、このように私も判断をしております。

また、今、お話ありました誘致、この誘致は、宍粟市の将来においては大きな価値を生み出す、このように確信もしております。

今後、ただいま御指摘のあったお話も含めてであります、各関係機関あるいは団体や民間事業者などとも十分連携しながら誘致の実現に向けて協議会等の設置を検討しなくてはならないと、こう思っておりますので、積極的な市民運動へと繋がればよいと思っておりますので、その方向で進めてまいりたいと、このように考えております。

なおまた、市議会におかれましても、今後の誘致に御協力や御支援を改めてましてお願い申し上げたいと、このように思います。

2点目の3世代同居家族の支援をと、このことではありますが、この3世代同居をさまざまな視点から捉えてみる必要があるのかなあと、こう思っております。

まず最初に、今進めております地域包括ケアシステム、この構築の視点から申し上げますと、お話があったとおり、各家族化が進み、御近所や地域の見守り活動等が非常に重要となってきました。家族で高齢者等を見守るという姿が宍粟市においても現状では非常に少なくなってきたというように理解をしております。

また、雇用の場の確保、あるいは子どもを産み育てやすい環境づくり、この視点から見ますと、地域創生やあるいは少子化対策、こういった視点からもあわせてありますけれども、まさしく今総合戦略策定中の中で、重点戦略の柱としてこのことは位置づけておまして、3世代同居のもたらす若者を呼び戻し、高齢者の見守りや生きがい、そして子育てにもよい効果、こういうことが十分期待されるころであります。

ある調査機関が実施したアンケート調査を見させていただきますと、その3世代同居のメリットは、ただいまもいろいろお話がありましたが、大きく三つあるようにそのアンケートから出ております。

一つは、育児・家事の担い手が多いと、こういうことあります。2点目は、異

世代の交流ができると。おじいちゃんから孫までのいろんなことの交流と同時に、いろんなお話し合いができると、こういうことだと思います。それから、頼れる人がいるという安心感等々、これが非常にある意味での調査の中で出ておりました。

しかしながら、デメリットの部分もあるようでありまして、一つには、プライバシーが保ちにくいと、こういうこと。2点目は、気遣いや気苦労が多い等、このようなことがあります。

さまざまな角度からいろいろ見ましても、望ましいのはただいまおっしゃったようなことだと思います。そういうさまざまな視点から横断的に検討する必要があると、このようにも考えております。

今後、ただいま御提案のことにつきまして、地域創生の本部会議であったり、あるいは地域包括ケア推進本部会議の中でも議論として御提案して、そのことについて今後検討していきたいと、このように考えております。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 昨日も同僚議員の話の中で林業大学ということで出ましたので、大体の話は理解しておるんですけども、林業大学というふうに一言で言っておりますけど、これは仮称でありまして、例えば職業訓練学校みたいになるのか、専門学校のようになるのか、また、県立大の分校ぐらいになるのかとか、そういういろんな想像をしながら話をする事なんで、その辺を含めてよろしく願いしたいと思います。

これ林業大学校の話でございますけれども、先輩に聞きますと、十数年前からそういう要望をしておったんだということで、これやっと現実になりそうだとということで、大変喜んでおられましたけどもね。

今、宍粟の現状を考えますと、若い高校生になりますと、卒業してやっぱりなかなか地元には残れないので、大半の人が学校も含めて、就職も含めて宍粟市を一旦出ていくわけですけれども、なかなか帰ってこれないという現状はあります。

私ごとですけれども、私にも子どもが1人、大学生がおりまして、大学に4年間行く間で、1年間住宅とか生活費で約10万円仕送りをするわけですね、1カ月。そして、よく考えてみますと、これが12カ月、そして4年間と考えますと、480万円の市外にお金が出ていくという、学校の授業料とかそういうのは別ですけどね、生活費として10万円ぐらい出ていくと考えたときに、宍粟市の中に果たしてそういう私と同じような人が何人おるか。100人おると、仮にですよ、もう大ざっぱな話で100

人おるとすると、これはやっぱり出ていく金が4億8,000万円になるんですよ。100人おるとすると。そうすると、宍粟市で一生懸命稼いでよその地域に出ていくということが考えられますんで、例えばこちらに大学ができたとしたら、その親たちは、10万とはいかないでしょうけど、宍粟市ももしできるとなれば考えるでしょうけど、空き家とか、また下宿とか、また寮とかいろいろあると思うんですけど、そういう換算すると10万円とはいかないかもわかりませんが、2年間、100人として2億4,000万円を宍粟市に持ち込むという形になります。50人でも1億2,000万円、そういうざっとした、何の資料もない何もなしざっとした感じですけど、そういう形でお金が入るわけですね。

そういうのを考えますと、やっぱりこの持ち出しするお金よりも少ないですけど、ちょっとでも入ってくる、それによって地域が活性化していく、飲食だったり、住居だったり、いろんな形で活性化していくということを考えたときに、これ非常に大事な観点だと思うんで、そういう観点から市長、どのように思われますか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいまお話がありました大学生が外へ出ていったということで、これだけの費用ということですが、当然そういうことでありまして、可能な限り近くの大学へ行くことによって、経済的な面も非常に効果があるだろうと、こう思っております。

したがいまして、そういう観点も含めて若者の定着を図るためにも、仮称であります、ひょうご林業大学の誘致は是非ともなし遂げていきたいと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 市長もそのように言われてますんで、これはもうさっき申しましたけども、2019年までに形をつけるという形になっています。時間は全然もうございません。もう明日からでも誘致の活動に、活動といいますか、立ち上がっていただきたい。私たち議員も一生懸命協力させていただきます。また、協力というか、先導させていただきますんで、よろしく願います。

新聞に、神戸新聞ですけども、「兵庫で生きる」という形でシリーズ第1段目として、宍粟市の林業のことを10回にわたって語っておられます。そういう意味では、非常に兵庫県の中でも注目されてて、また、そういう期待も大きいというふうに考えておりますんで、是非よろしく願います。

それで、宍粟市に林業大学を誘致というこの新聞報道がされたんですけども、

西山参事、これちょっとお聞きしたいんですけど、西山参事のコメントが載っておりますので、閉校した小学校の跡地や実習林の提供など、宍粟市のメリットを訴えて誘致したいということでの心意気、西山参事が中心になってやられるんだと思いますけれども、これね、私、ちょっとがっかりしたのは、閉校した小学校もコメント的にはそうなるんでしょうけど、市としての考え方。私としてはもうほんまに何でも貸しますよ、何でも使ってください、どこでもやってくださいという、そういう心意気はそうだと思うんですけど、そういう心意気で是非、何ならこの庁舎だってあげますよぐらい、そのぐらいの意気込みでやっていただきたいんですけど、西山参事、どうでしょうか。

議長（秋田裕三君） 西山参事。

参事（西山大作君） 私もその担当という立場から御答弁をさせていただきます。

今、議員おっしゃいましたように、非常に宍粟市としては大きなメリットを含んだ誘致、基本的には県立という学校ですので、誘致ということが大前提なんですけれども、やはり今おっしゃったように市の大きな財産として考えております。それで、市長の答弁にありましたように、国であるとか県であるとか団体、あるいは事業者の方も20数団体が開所として頑張っていたいただいておりますので、誘致に向けてやっぱりそういうふうな協議会を設置する。それとあわせて、宍粟市に学生さんに住んでいただく、その提供をどうするのかなということもこれから誘致に向けて具体的に詰めていきたいと。

また、一番最後になって一番大事なことは、卒業生がいかにして100%、就職が林業関係につけるかなということが最終的には一番大きな目標になっておりますので、できるだけ宍粟市で就職をしていただきたい。その誘致の協議会、仮称ですけども、協議会等が最後の子どもの就職活動、そこにも積極的にお世話をするような、何かそういうふうなものも必要かなというふうに思っております。

それと、私のコメントの中で、学校を活用するとかがありましたんですけど、耐震化もできておりますので、いつでも来てくださいと、どこまでもいいですよという意味で申し上げて、なっておりますので、その点は議員と同じ思いでございますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） そういう形で新しい大学というか、そういうものをつくるぐらいの勢いでやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

いろんな話が世間では出てくるわけですが、これは話として聞いていただければ、高校は県立高校が三つ、宍粟市にはございます。非常に各校とも厳しい状況はありますけども、その再編も考えながら、林業大学の誘致をしたらどうかという話も世間では言われてますし、山崎に森林環境科学科がございますので、それとあわせて5年制でやったらどうか、そういう世間的にはいろいろ話も出てますんで。

私は、一番林業大学に期待することは、いろんな面がございませけれども、最終的には新しい林業技術とか、また、今、ヨーロッパで生まれたCLT工法の研究がされてますけども、日本に適するのかどうかとか、そういうことも含めて新しい林業の発展を研究する機関というかね、もともと私は大学の話が来る前は、そういう研究機関を県に要請してつくってもらったらどうかという話もしてましたんで、そういう意味では、この林業大学がそういう新しい技術、新しい林業を開発する研究機関としてもなれるように是非誘致をお願いしたいと。市長、もう一度その心意気をまた一言お話しいただけますか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 繰り返しになりますが、今回、県がそういう案を示しております、それぞれの県内の中でもいろいろ候補で名乗りを上げているということやに聞いております。是非私自身先頭に立ってこのひょうご林業大学の誘致に向けて、さらに積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 次に、3世代同居の話をさせていただきます。

よく、若者を呼び込むには職業、仕事、職場がないとだめだという話は当然あるわけですが、やっぱりこの3世代同居というものをイメージすることによって、若者も帰りやすくなる、少し遠いけども通えるなという範囲も広がってくるんじゃないかと。家でおじいちゃん、おばあちゃんが子どもの面倒を見てくれるとか、そういうことなんで、確かに職場、企業誘致するのは当然ですけども、それと同時に、それだけ先にそういう制度を設けるべきだというふうに私は考えておるんです。そのために帰りやすくなるというふうに考えております。

ちょっと最近、先日ですけども、私、高齢者お二人の家庭に行ったんですけども、非常に高齢者2人ですんで、物静かな暗い感じの御家庭でしたけれども、最近行くと、娘さんが旦那さんを連れてきて、お孫さん二人と帰ってこられたんですね。そ

うすると、全然家の雰囲気が違うし、そのおじいさん、おばあさんの顔の表情も、もうにこにこしてね、私と話をしていただきました。ですから、当然そういう状況が生まれてくるわけですが、親世代にも働くそういう現役世代にも、また子どもたちにもいいということを当然のこととさせていただきますけれどもね。

私は、千葉県千葉市の話の前にしたんですけども、同居というのは、一つの家とか敷地だけじゃなくて、1キロ範囲のところに子どもさんが住んでいるということも、ここの千葉市はなっとんです。さっきちょっとプライバシーの問題とか、市長がね、いろんな問題もありましたけども、そういう1キロ圏内のことを同居というふうに認定してやっています。

ここは、持ち家の場合は新築とか改築への助成金だとか、固定資産税、都市計画税の助成だとか、借家だったら家賃とか敷金・礼金の助成だとか、引っ越し費用の助成だとか、いろんなことをやっておられる状態です。それぞれ状況は違いますが、これ宍粟市独自の3世代きずな計画といいますが、そういう何か新しいものを参考にしながら考えていただけないでしょうかね、市長。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいまおっしゃったようなそういう3世代同居については非常にある意味の一定の意味があると、このように理解しております。

現状をちょっと見てみますと、国勢調査の数字でありますけども、昭和60年と平成22年の調査の中で、1世帯当たりの宍粟市の人数ですが、昭和60年では4.01、それから平成22年では3.11ということで、その間に1世帯当たりの平均の人数が1人減っていると、この状況であります。

反対に、核家族の世帯でありますけども、昭和60年を見ますと約30%、3割が核家族の状況でありましたが、平成22年では約40%ということで、10%増えておると。先ほどの数値から見ますと、当然そういう数値になるんですけども、現実はそのような形で世帯の構成人員は減り、核家族化で世帯はどんどん増えておるということで、それは人口動態から見ますと、現実そういう動きがあると。これも当然なぜそういうふうになっておるかという分析はせないかんですが、社会情勢や若い人たちの意識の变革やら、あるいは雇用の状況やら、いろんなもろもろが重なってそういう現状になっておるんだと思うんですけども、ただ、人として生きがいやいろんな意味、地域づくりや、あるいは我がまちの将来を考えたときに、今おっしゃったようなことも含めて、私は議論として展開する必要があるだろうと思っておりますので、冒頭申し上げたとおり、戦略会議やとか、あるいは包括ケアシステム会議の中で一

体何がいいのか、そういったことが可能なのかどうかを含めて十分議論を重ね、検討していきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 私が最初に千葉県千葉市の話をしたときには、この千葉市では、制度を制定して募集したところ、20件以上、22件って言いましたかね、ぐらいの申し込みがあったということなんです。だから、地域性は違うかもわかりませんが、是非そういう幅広く、例えば今1キロ、さっき同居とは1キロ圏内も千葉県はやっているんですけどね。市内に住むとか、例えばそこまで広げるのがいいのかどうかわからないですけども、そのぐらいの宍粟サイズしたものを一度検討していただければと思います。

ホームページを見ますと、たくさんやっています。岡山県笠岡市、岸和田、高槻、泉佐野、ひたちなか、高石、いっぱいやっています。ほぼ大体同じようなあれで住宅の助成金であったり、リフォームの助成金だったり、あるところには固定資産税の3年間を助成すると、持ち家の場合ね。といういろんな制度を組み合わせられてますんで、是非この制度を成立させていただいて、若者が帰ってくるように、なかなか口で言っても帰れないんで、こういう制度があるんで是非帰ってきてよという範囲の状況をつくり出して、若者を呼び込みたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（秋田裕三君） これで、10番、西本 諭議員の一般質問を終わります。

会議の途中ですが、休憩をとります。

柱の時計で午前11時0分まで休憩いたします。

暫時休憩。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、大畑利明議員の一般質問を行います。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。それでは、2点にわたって質問させていただきます。

まず、1点目は、手話は言語である確立と手話言語条例の制定についてござい

ます。

手話は、手や指、手指や体の動き、表情などで視覚的に表現するものです。音声言語である日本語と異なる言語です。ろう者の方々、ろう者の方々というのは耳が聞こえない人々のうち、手話という母語をもって手話でコミュニケーションをされる人々のことです。その方々は、他者とコミュニケーションを図るために、また社会活動に参加し、人間関係を築いていくために必要な言語として手話を大切に育ててこられました。しかし、ろう学校では、口話法を用いた教育が行われるなど、手話が禁止されていた歴史があります。ろう者の方々は、音声言語だけでは自身の持つ力を十分に発揮することができません。また、手話を知らない多くの人とのコミュニケーションが困難ですし、十分な情報が得られず、不自由さを感じながら暮らしておられます。

そのような中、2006年12月の国連総会で障害者権利条約が採択され、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や障害者の権利、尊厳を守ること、そして手話が法的に言語として認められました。

日本では、2011年に障害者基本法が改正され、手話を言語に含むと明記されました。また、この宍粟市議会におきましても、昨年9月に手話言語法の制定に向けて国への意見書を全会一致で採択をいたしました。手話が言語として位置づけられてきました。しかし、手話や障がいに対する理解が十分深まっているとは言えないと考えます。今後、手話を必要とする全ての人々がいつでも自由に手話を使える地域社会となるよう取り組まなければならないと思います。

また、市民誰もが手話が言語であることを理解し、手話が実際の生活に生かされるようにするための法整備や施策が必要だと考えます。そのためには、手話言語条例の制定が是非必要であると考えますので、市長の見解を伺います。

2点目には、公共調達、いわゆる入札契約についてでございます。

地方公共団体におきます入札あるいは契約は、その財源が税金によって賄われるものであるために、当然ですが、よりよいものをより安く調達しなければなりません。

昨年6月から今年の6月までに執行されました小中学校の校舎等の改修工事6件の入札がございましたが、それら全て制限付き、つまり市内Aランク業者限定の一般競争入札として実施されました。その6件のうち5件は落札率が99%以上の契約締結であります。競争性あるいは経済性にすぐれた競争入札とは言いがたい結果が続いていると言えるのではないのでしょうか。

これら高率の落札の問題は、入札参加を地元業者に限定する、いわゆる地域要件による入札参加に大きな要因があるというふうに考えます。談合の防止と競争性、経済性を追求するために、この地域要件の見直しを行うべきと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

また、入札に関する透明性の確保を図るための方策として、他市でも取り入れられております予定価格の事前公表、あるいは第三者機関としての入札監視委員会を設置するなど、より公共調達のあるり方を見直すべきと考えますが、市長の考え方を伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（秋田裕三君） 大畑利明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 大畑議員の御質問2点について、私のほうから御答弁を申し上げたいと、このように思います。

まず1点目の手話言語条例の御質問であります。その前に宍粟の手話サークル連絡会の皆さんにおかれましては、市内の各種講座でありますとか、あるいは会議等々で大変お世話になっております。この場をお借りして厚くお礼を申し上げたいと思いますし、今後ともよろしく願い申し上げたいと、このように思います。

ただいま歴史的なことも含めましてお話があったとおりであります。平成23年の改正障害者基本法におきまして、手話が言語であると規定されて以来、この間、平成25年10月には、鳥取県における全国初の手話言語条例の制定を皮切りに全国で手話言語条例の制定に向けた取り組みが始まっておりまして、県内におきましても既に5市が条例制定を行っているところであります。

宍粟市におきましても、これまでの手話の歴史を認識した上で、手話が通じないことによってろう者が抱えるさまざまな障がいを取り除くことが社会的責任であるとの、この考えから手話の普及を図らなければならないと考えております。

手話が単なるコミュニケーション手段の一つとしてではなく、手話は言語であると、このことを十分認識し、手話言語条例制定については平成28年3月議会、この目標を持って制定に向けて努力していきたいと、このように考えております。

また、条例の制定に向けましては、当事者やあるいは関係団体等にも十分参画をいただいて、例えば検討委員会になるのか、あるいは策定委員会になるのか、あるいは策定協議会等々になるのか、その名前は別にして、そういったものを設置して十分協議・検討を重ね、それぞれ共通理解や共通認識のもと、制定することが非常

に大事であると、このように考えておりますので、それぞれの協会の皆さんでありますとか、関係機関・団体の皆さんの御支援、御協力をいただきながら、先ほど申し上げた目標に向かって進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、入札の関係であります但、地域要件の見直しの件については、宍粟市では、公共工事の入札に当たっては、公平性・透明性・競争性の確保、さらに品質確保等に弊害がないことを第一に、市内への経済効果の期待であるとか、雇用の促進、さらにまた業者の育成を目的に市内で調達できるものは市内の業者へ発注することを基本として実施しておる状況であります。

今後におきましても、ただいまいろいろ御意見がございましたが、入札執行状況の検証あるいは社会情勢や市内業者の手持ちの状況等を勘案しながら、個々の事業内容に適した発注内容を行っていききたいと、このように考えております。

また、予定価格の事前公表につきましては、国のほうでは、競争性の確保、積算努力の低下などの弊害が懸念されることから導入しておらず、地方公共団体に対しましても慎重な取り扱いを示していることから、現在のところ、導入する予定はありません。

さらに、入札監視委員会の設置についてであります但、近隣市町の設置状況を見ますと、姫路市でありますとか、あるいは明石市など、大きな市においては設置をされておりますが、小規模の市町では設置をされていない状況であります。宍粟市では、地方公共団体としての規模の効率性を考慮し、入札・契約の過程及び透明性をより一層確保するために、監査委員制度などの活用なども含め研究したいと、このように考えます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） まず、手話は言語であるということと、手話言語条例の制定、これは私が申すまでもなく、もう既に市長のほうでは十分認識されて取り組んでいくというお話だったように思ひますが、その中で何点か確認だけさせていただこうかなというふうに思ひます。

まず、兵庫県下でも今5市が条例をつくられておりますが、その中の1市は手話に特化されない条例をお持ちでございます。他の障がいも含めた全体の条例をつくられております。そのろう者の皆さんは、手話は言語であるということをもまず確立をしてほしい。そして、手話に特化をした条例をとひう希望があるようございま

すが、そういう手話に特化した条例の制定ということでよろしいのでしょうか。もう一度お答えをお願いします。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私もそれなりに各条例も見させていただいたり、ただ勉強不足で申しわけないところはあるんですが、目的を明確にせないかんということもあります。いろいろ見ておりますと、特に障害者の情報の保護であったり、あるいはコミュニケーションの保障をするとともに、言語としての手話を自由に使える環境の整備、そういった目的を明確にしたり、先ほどおっしゃったように広く障害者の権利保障といういろいろあるんですが、私は、現在のところは手話の言語ということの目的を明確にした条例が望ましいのではないかなと。そういうことで先ほど申し上げた目標に向かっていろんな皆さんの御意見をいただきながら、整備を図っていきたいと、このように考えています。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） わかりました。私も随分悩みました。手話に特化したものでいいのだろうか。他のいわゆる視覚に障害をお持ちの方等々、そういう方々のコミュニケーションツールはどう考えたらいいのだろうか、いろいろ思いましたが、そこも大変重要なことだと思いますけども、そこは障害者施策で十分対応ができるということでありまして、私も勉強する中でわかったことですが、他のいわゆる盲の人でありましたら点字ですね、それから、手話を使われない難聴の方でありましたら要約筆記とかがございますが、それらは全て日本語がベースになっているということで、音声言語から来ているツールだというふうに学びました。ですから、手話は全くその概念とは違う、視覚言語なんだというところでその確立が必要だし、手話ですることがとても豊かな生活文化をつくり出すんだということを我々が理解しなければいけないということがわかりましたので、是非手話に特化した条例が単にろう者のものだけではないんだという認識も、これは共有させていただきたいなというふうに思いますが、その辺いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） まさしく考え方は同感でありまして、その方向でありまして、特にこれからいよいよ条文の中身をいろいろ見てみますと、当然市の責務でありますとか、あるいはさらに市民の役割であったり、場合によっては事業者の役割であったりということではありますが、私は市民の皆さんがこの条例制定によってこのことをどう捉えるかということが最も大事だろうと。そういう意味で、先ほど申し上げ

げた特化した中で、さらに今後のことも含めまして、まず第1段階、私はこのことが特化した言語条例が必要だろうと、このように認識しております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） わかりました。多分共通の思いだろうというふうに思います。

そこで、これはほかの方も含めて、私も含めてでございますが、やはりろう者の方々に対する理解ということが、私自身はまだ十分備わっているというふうには思っておりません。実際に聞こえないということが見ただけではわからないわけですね。どういうことがお困りなのか、どういうことを障がいを取り除いていく必要があるのかということがなかなか私たちには理解できなかった。

そこで、幾つかろう者の方々とお話しする中で気づいた点を申し上げて、さらに共通理解を深めたいというふうに思うんですが、例えば、まず地域で生活する中で、隣近所の方々とのお付き合いが私たちもあります。この場合に、そういうことが非常に難しいという問題があるわけです。それは、健常者、いわゆる私たちが日本語でしか言葉を習得していませんので、手話を知りませんので、コミュニケーションができません。人間関係を深めることができない。簡単な挨拶で終わってしまうという付き合いで終わっているという、そういう日常があります。

それから、また災害のとき、これは前にも申し上げましたが、東北大震災のときには津波警報が聞こえなかったろう者が津波にさらわれて亡くなられたというお話も聞きました。また、運よく避難所生活をされたろう者の方々も周りとのコミュニケーションが十分図れなくて、情報が入らないということとかを含めてトラブルになったりとかいろんなことがあるらしくて、不自由な避難生活もされているということも伺っております。

あるいはまた身近な買い物、私たちは何か自分の気に入った商品を買うときに、店員さんにいろんな説明を求めて、その商品の説明を受けて納得の上で買います。しかし、ろう者の方々はそれをしようとしても、相手が手話ができなければ、商品の説明を聞くこともできない。筆談で説明を求めてもなかなか商売忙しければ一々そういうことをしてられないと。ある人は誰か話せる人を連れてきてくれというふうな、そんな侮辱まで受けたということも伺っています。一つ買い物にしても、こういう不自由があるということでもあります。

それから、また、私たちは体の調子が悪くなったら、すぐ病院に駆け込むことができます。しかし、ろう者の方々は事前に通訳者の派遣を要請しなければならないという、そういう手間もございます。いろいろと不自由があるということ、大変な

苦労があるということをお話を聞けば聞くほどわかってまいりました。

そういう意味で、手話で表現できるような社会が私たち健常者も含めて手話ができるような社会ができていくことが本当の意味の共生の社会だろうというふうに思います。そのきっかけになるのが、ただいま市長がおっしゃった言語条例の制定だろうというふうに私は思いますので、是非その必要性について十分御理解をいただきたいと思います。

中には、手話のかわりに筆談とか、文章でやればどうだというような声もあるそうです。私も最初はそう思っていました。しかし、これは全く違っていました。私たち聞こえる人間に外国語で話しかけられるのと同じだということでもあります。私は英語やフランス語やドイツ語はわかりません。そういうことで話しかけることと同じだと。それでいくら書かれても理解できませんということです。やはり手話で伝えるというのが一番の意思疎通になるということのようでもあります。そういうことをいろいろ学ばさせていただきました。

来年4月1日からは、障害者差別解消法が施行されます。市長も言われたように、そういうさまざまな障壁を取り除いていくことが重要だというふうに言われました。この障害者差別解消法の重要な部分は、合理的配慮を提供しなければならない。合理的配慮の提供ということです。手話で何でもできるという環境をつくるのが、その合理的配慮になるというふうに私は考えます。是非このろう者の方々の置かれている状況、あるいは手話というものの大切さを理解をする必要が私たちにあるというふうに思います。その辺、市長にもう一度改めて考え方を伺いたいと思います。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほど来、るるお話があったとおりでありまして、考え方は全く同感であります。また、当然、ろう者の皆さんが抱えていらっしゃるさまざまな問題、当然あるわけではありますが、いかに市民の皆さんとそれぞれを共有しながら、まちづくりを進めるということは非常に大事であります。

繰り返しになりますが、私はやっぱり今回の条例についても、その目的を明確にせないかと。特に障害者の皆さんの情報の保護であったり、先ほどおっしゃったコミュニケーションの保障、さらにまた言語として手話を自由に使える環境、これらを明確にした中で、じゃあどうしていくんかと。さらにまた市民の皆さんに広げていく、その突破口として私はこの条例を制定していきたいと。これまで長い間、ノーマライゼーション、あるいは福祉のまちづくりを含めていろんな形でやってき

たわけでありますが、さらにこの条例を突破口としてその住みよいまちへと、こう
いうことで進めていきたいと、このように思いますので、今後関係の皆さんと十分
協議しながら、中身のあるものに仕上げていきたいと、このように考えております
ので、よろしくをお願いします。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） わかりました。最初の答弁の中に条例制定に向けて検討委員
会のようなものを設置して十分当事者の皆さんに入っていていただいて条例づくりを
するというお話もございましたので、是非そのような方向でお願いをしたいというこ
とで、次の2番目の問題に入らせていただきたいというふうに思います。

この公共調達の話でございますけども、平成26年、平成27年の入札をちょっと表
にまとめてきたんですが、認定こども園から学校校舎の建築工事、去年の6月から
今年6月の30日、一宮北小学校校舎建設まで6件で総額20億円程度の落札金額な
んですね。私は、なぜこれだけ予定価格が高額な入札案件だけ99%を超えるのかと、
ここが非常に疑問です。ほかに1,000万円クラスの土木工事等々ございますが、
大体80%、70%、そういう率なんですね。この高額のものだけ異常に高い、大体普
通90%を超えると一般的には談合が疑われるというふうに言われておりますが、
99%、これが6件のうち5件も続いたということで、本当に十分精査をされている
のか、非常に疑問なわけです。

近隣の姫路市、これ安富でされた校舎の建築、あるいはたつの市の建築、そうい
うものもネットで調べてみますと、大体80%台なんですね。ですから、お金の問題
にして恐縮ですが、ここで10%違えば、80%台にせめて落ちつくような工事になれ
ば、20億のうち2億円が節約できてたという話です。さらには、そのことがほかの
事業、福祉や教育に振り向けられてたわけですね。だから、その辺をもう少し入札
のあり方というのは真剣に考えていただきたいというふうに思います。もう一度
この間のそういう高額が続いたのはどのように分析をされているのか、お答えをい
たいただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 宍粟市の入札関係で審査会を設けております。私、その責
任者でございますので、お答えを申し上げたいと思います。

まず、設計の基準でございます。土木と建築の違いを確認いたしましたところ、
土木については国交省が示す基準、それによって積算をされております。したが
いまして、単価等が建設物価で明確に出ておりますので、業者も積算がしやすい。ま

た、競争といえますか、それぞれの業者の努力も見えやすいという実態がございます。

一方、建築につきましては、そういった基準がございません。主には業者間の見積もり、これによりまして設計業者が判定をして、この程度の額でいけるだろうという想定の中で設計をいたしております。したがって、大きな違いはそこにあるという分析でございます。

続きまして、まず、そういう90%とか99%、それ自体がどうかというのは別といたしまして、私どもがしておりますのは、1回目に不調になるという件数がかなり続いております。その関係で設計の内容が適切かどうか、それも確認いたしております。ただ、現在、建設業におきましては、いろいろな人夫の不足であったり、また建設資材の変動、そういうようなことで時価の社会情勢が若干その業者によっては適切に反映が設計にしにくい部分があるというようなことを聞いておりますので、そういった結果であろうというふうに思っております。

ちなみに、余談でございますが、市長が申しましたように、入札の前提はいわゆる透明性、公平性、これが第1、そして競争性が確保できるかどうかと。業者の選定に当たっては施工能力があるか、こういうふうなことも含めながら、地域経済に対する考慮、こういうふうなこともして入札を続けている状況でございます。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） いつも同じ答弁が繰り返されるわけですが、資材高騰、人夫確保の困難、これはもう宍粟市だけの問題ではないというふうに思いますね。なのに、宍粟市の率が非常に高いということを申し上げております。

私はどうもこの地域要件のところに対する、先ほども地域経済の活性化というところで、地元業者限定でしているんだという、そこにどうやら地域要件、地元業者に絞っている観点とかに理由があるんだらうというふうに思うんですが、そのことが結果的に透明性をなくしているんだというふうな認識を持ってもらいたいです。そこが欠如していると私は思います。

時間がありませんけども、国もいろんな通達を出してしまして、私も見ましたし、国あるいは昔の建設省、今の国土交通省、それから公正取引委員会、こういう見解が出ておりますけども、行き過ぎた地域要件についてはだめだと。これは競争性を阻害する。そういうことで通達出してますね。入札参加メンバーが固定化されることを通じて入札談合を誘発、あるいは助長するおそれがあるから、そういうことをしてはだめだということをおっしゃいます。

この間、地域要件で設定されてきて、大体該当業者は8社ぐらいあるというふうに聞いてましたが、常に参加されるのは5社、あるいは4社ぐらいです。メンバーの固定化をされていると私は思います。その辺が続いているのに、平気で同じことを繰り返されている。ですから、やはり基準がないのであれば、なおさらそこをしっかりと審査でやらないとだめだというふうに私は思います。

それから、司法判断も出てますね。はっきりとした基準があって、司法判断ではありませんけども、先ほど副市長が言われた地元経済の活性化などを目的とした地元企業優先の指名は合理性があるものの、それにより競争性の確保がないがしろにされることがあれば、これはもう裁量権の乱用に当たる可能性があるというような裁判事例も出ているわけです。そういうことをもう少し考えないと、やっぱり多くの市民は疑っているということをまず御認識をいただきたいんです。その辺もう一度お答えいただけませんか。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 先ほど申しましたように司法判断のことも認識をいたしております。ただ、冒頭申し上げましたように、まずは公平・透明性、そして競争性が確保できるか、この観点で市内業者に発注できるものという前提で審議をいたしております。

この間、応札があった業者数、これについては先ほどございましたように、私どもが期待をしておりました数よりも少なかったというのは認識をいたしております。ただ、その案件につきましては、いろんな業者さんの事情もあったように聞いておりますが、やっぱり今の手持ちの状況でございますとか、人夫の確保でございますとか、資材の関係、そういうふうなところでの応札がちょっとなかったのかなというようなことも確認しております。

この間、競争性の確保については、十分に検討する中で、例えば今発注しておりますのは、市内業者まで拡大するとか、一定の市内でも基準を設けております。何社程度が競争性の担保ができるかというようなことも審査会では十分調整しております。ただいまおっしゃったような疑念が抱かれることがないように、さらに適正に努めたいというふうに思っております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 透明性から今は競争性が担保できるかというお話でありますけども、これは1社市外業者入れれば、競争性はぐっと高まるというふうに私は思います。ほかの同僚議員もそのような指摘は委員会でされておりました。そこをや

っぱり是非検討していただきたいんですが、この場合、やっぱり市長にちょっと活躍をしてもらわなあかなというふうに思うんですが、やはり小さなまちで、自分とこだけが地域要件の限定を外してしまうと、なかなか市内業者にとっても大変なことになるだろうというふうに思うんですが、一つ隣のまち、あるいはもう少し、例えば西播磨エリア、姫路も含めて連携中枢都市圏の範囲内のエリアで同じような基準を持ってやるとか、そういうふうにやれば、私は随分これは競争性は確保できるんじゃないかというふうに思いますので、ひとり宍粟市だけがそのようにしたほうがいいということを行っているのではなくて、やはり幾つかのまちがそういうことを基準をつくって、同じ基準でやるということが、これがまたお互いの競争性があり、ひいてはその地元業者の育成にも繋がるというふうに私は思うわけですが、その辺いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいまおっしゃったことも連携中枢やいろんな市町間の中でもいろいろ議論をしております、我が単独だけという状況もなかなか難しい現実もあります。特に、社会情勢が変動する場合に非常にそういったことも必要などという議論もしておりますが、ただいまおっしゃったようなことを含めて、公平性や透明性や競争性や、さらに地域の経済、そういったことを総合的に判断しながら、今後発注方法も含めて検討していきたいと、そのことが大事だろうと、このように考えています。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） それでは、最後ですが、冒頭に言いました予定価格の事前公表、これはする気がないというふうにはっきりと言われましたけども、既に実施をして幾つかの成果を上げている自治体もあるというふうに聞いておりますが、宍粟市がしないという、その理由についてお答えください。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） この入札予定価格等の事前公表でございますが、これについては地方公共団体に明確な禁止項目はございません。しかしながら、平成23年の8月9日に、これは国が閣議決定で出したものでございますが、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針というのがございまして、その中で国が申し上げておりますのは、予定価格を入札前に公表すること、これについては競争が制限され、落札価格が高どまりになること、建設業者の見積もり努力が損なわれること、まして兵庫県はあれですけども、入札の談合等が容易に行われる可能

性もあることから、価格の分類については公表することについてはしないものとするというような通達が出ております。これはあくまでも国の通達でございます、公共団体が判断するべきものでございます。ただ、市長が冒頭申し上げましたように、現時点におきましては事前公表をしておいた団体も、しない方向に変動してあるという実態もまた私のほうも参考にしながら、やっていきたいとこのように思っております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 閣議決定、そのことも承知はしておるんですが、私は、やはりこれだけ地域要件をもって地元業者優先でというふうにされるのであれば、逆に業者にも僕は社会的責任というものがあるというふうに思います。そういう高どまりで公共工事をやるということではなくて、やっぱりそこはきちりした社会的責任という、CSRという立場から

議長（秋田裕三君） 大畑議員、時間がオーバーしました。

6番（大畑利明君） 企業にもそのような役目を果たしていただきたいということをお願いして終わります。

議長（秋田裕三君） これで、6番、大畑利明議員の一般質問を終わります。

午後1時0分まで休憩をいたします。

暫時休憩。

午前11時34分休憩

午後 1時00分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、実友 勉議員の一般質問を行います。

11番、実友 勉議員。

11番（実友 勉君） 11番、実友です。議長より指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいというふうに思います。

観光立市をうたわれ、交流人口を増やすことで市の活性化を図っていききたいと、常々語っておられる市長、私もこのことには大賛成でございますが、今ある観光施設の運営や市としての助成等について、市長はどのようにお考えなのか、2点についてお伺いをいたします。

まず1点目なんです、県立国見の森公園を日本一の学びの森にできないかを提案をし、市長にお伺いをしたいというふうに思います。

国見の森は公園は、県より指定管理を受けまして、公益財団法人しろう森林王国が運営をされております。先日、私の孫が岡山のドイツの森公園へ行って、大満足をして帰ってきました。ドイツの森公園には、子どもたちと触れ合える動物がたくさんおり、帰りたくないほどよかったと。国見の森にもヤギやウサギを置いてもらいたいなど、いっぱい遊べるでと言うのです。孫は国見の森にもたびたび行っております。ドイツの森に行き、国見の森を思い浮かべたのでしょうか。

そこで、国見の森公園の運営にも関係されておる方と一緒にすることがございました。このことをお話ししますと、その人は、それは是非考えてみたいと。それくらいならできますよと、そう言われたんです。期待をして待っておりましたけれども、後日尋ねてみますと、施設が県の施設なので難しいと、こう言われるんです。モノレールというすばらしい売り物がございますが、それ以外にも子どもたちに関心を持たせるものはございません。

そこで、1点目として、特色のある日本産の動物園の設置は考えられないでしょうか。ドイツの森公園等ほかの公園にはアルパカでありますとか、カンガルーでありますとか、外国産の動物をよく見かけるわけでございますが、国見の森公園では日本産の動物にこだわってみてはいかがでしょうか。その手始めに、子どもたちが触れ合えるウサギやヤギの動物園のような施設を市として考えていただきたいと思えます。子どもが来れば必ず親も来られます。親子の触れ合いの場としてもすばらしい公園になると思えます。

また、国見の森公園は、県下ふるさと森公園の中でも最大の面積を有していると聞いております。森林セラピーの基地としても計画をされており、環境面からも将来の交通アクセスからも青少年の健全育成を図る上では、すばらしいところというふうに思います。

そこで、2点目には、ボーイスカウトによる日本ジャンボリー等が開催できるキャンプ場の設置や、3つ目には冒険の森、フィールドアスレチック等の設置についても計画されてはいかがでしょうか。市でできるものは早急に考えていただき、県にお願いするものについては強力にお願いをしていただいで、日本一の学びの森にしたいものです。地方創生が叫ばれる中、市長、御努力いただくことはできないでしょうか。お伺いをいたします。

次に、既設の観光施設の助成について、お伺いをいたします。

宍粟市には、ショウブ園、ゆり園等、民間の施設であったり、市の指定管理の施設であったり、たくさんの観光客を呼べる施設がございます。聞くところによりま

すと、このような施設では、財政的には苦慮されておられるところもあるようでございます。しかし、このような施設が財政等の理由で撤退でもされれば、市の集客は激減です。

そこで、このような施設が今後とも継続して運営していただくために、また、地域の人たちの雇用にも大きく貢献をしていただいている施設でもございます。観光立市をうたう本市として、手厚い助成はお考えではないでしょうか。お伺いをいたします。

1 回目の質問を終わります。

議長（秋田裕三君） 実友 勉議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 実友議員の御質問、大きく2点いただいておりますので、回答をさせていただきたいと、このように思います。

最初に、県立国見の森公園を日本一の学びの森とこういうことであります。

この公園は、御承知のとおり平成18年に県のCSR事業として開園をしていただきました。長い間、先行投資の中で遊休土地を何とかいうことで、その目的をもって開園をしていただいたところであります。

以来、年々利用者が増加はしております。平成26年度においては、初めて来客者というんですか、4万人を超え、市の観光振興にも大きく貢献をいただいております。

また、あわせまして、この施設については、各種の活動グループ等々の皆様や、あるいはボランティアの皆様を含めて多くの方々に支えていただいております。この場をお借りして厚くお礼を申し上げたいと、このように思います。

また、今年の3月には、先ほどお話があったとおり、県内で初の森林セラピーロードとしての認定もしていただきました。いよいよ県民の健康づくりの里、あるいは市民の健康づくりの里、こういう両面で県の支援も受けながら、来春のグランドオープンに向けてガイド養成等を含めて準備を今進めておるところでございます。

特に、この地は山崎インターからも非常に近く、都市部からのアクセスのよさという好立地があります。あわせもって開設当初からできるだけバリアフリーのということで、年齢を問わずさまざまな世代、あるいは障がいのある方々にも気軽に御利用をいただけるロードとしてもこれまでも活用をされておりましたが、さらにこのセラピー事業の中でもその進化をしていく必要があるかなあと、このように考えております。

提案の動物と触れ合える場、こういうことでありますが、あるいは冒険の森の設置と、こういうことでありますけども、当然市民の憩いの場もさることながら、設置の目的である県民あるいは都市住民の皆様にとって、いわゆるもう一度行きたいなあと、何度でも足を運びたいなあと、こう思っていただけることが必要だろうと、こう思っております。そのためには、ただいま御提案をいただいたことは、今後検討すべき事項だと私自身も考えております。当然、県の施設でありますので、時期とかあるいは機会、いろんなことを捉えながら、私自身先頭になって県へ強く働きかけていきたいと、このように考えております。

また、この国見の森公園については、先ほど冒頭お話ししましたグループの皆さん、あるいはボランティアの多くの皆さん、そういった方々を含めていろいろかかわりを持っていただいております。そういった皆さんの御意見も聞きながら、先ほどのお話にあったように多くの方々がそこへ来て癒したり、交流やそういう目的に沿ってということで、さらに働きを強固にしていきたいと、このように考えております。

また、あわせもって、日本ジャンボリー云々のキャンプ場の設置であります。御承知のとおり日本ジャンボリーはもともと富士山の裾野で御殿場の広場で始まっております、さらにそれが世界ジャンボリーへ繋げようということで、今10年に1回か何かは世界ジャンボリーも開かれるようであります。3,000人から5,000人、多いときで1万人という状況の中でカブスカウトからボーイスカウトが結集して友好を深めると、こういう状況であります。

なかなかそういったものについては非常に厳しい条件があります。ただ、キャンプ場という一つの大きな枠組みで考えますと、地理的な面、あるいは物理的な面、いろいろあるかと思うわけではありますが、そういったことも十分考慮しながら、施設管理者である県のほうとも協議を重ねて、そういったことが可能なのかどうか探っていきたいと、このように思っております。そういう中で方向性を決めたらいいのではないかなあと、このように思っております。

次に、観光施設への助成の御質問であります。先ほどおっしゃったとおり、特に二つの施設については、非常に厳しい経営状況、民間が独自でいろいろなされておる部分、あるいはNPOも含めて非常に厳しい状況も認識をしております。

そういった中で、宍粟市は当然自然が豊かなところでありまして、それを売りとしておるところではありますが、四季折々に美しい草花等、あるいはいろんな形が市内でそれぞれ醸し出してくれるわけではありますが、特に春になりますと、ミツマタ、千年藤、シャクナゲとか、あるいはクリンソウ等々、あるいは花ショウブ、秋には

当然であります。モミジと、こういうことで四季折々のいろんなことを醸し出しておる状況であります。

そういう自然豊かな宍粟市をPRするということは非常に大きな意義があると思えますし、そういったことはある意味のセールスポイントであると、このように認識もしております。市としても、かつて観光施設は季節や天候に大きく左右されるなど、あるいは大きく影響しておる、こういう状況なので、経営が不安定になりがちやということから、5年間の財政支援を行った観光施設等もかつてあります。そういったことも踏まえながらではありますが、今後におきましては、交流人口の増大、あるいは観光振興、そういった視点からも含めて施設をただ単なる点として捉えていくのではなく、点から線へ繋いでいって、さらに大きく面にしていく、そのことが回遊性だったり、対流性のある観光施策として展開していく可能性があるだろうと、またそのことが必要であると、このように思っております。

そのためにも、現在、産業振興資金融資制度等々ありますし、他の既存の制度もあります。当然それは活用していただくわけではありますが、さらに経営の安定に向けてただいまいろいろお話があった各施設等々につきましても、そういう交流人口、観光施設、あるいは宍粟市の観光という大きな枠組みの中で、それぞれの施設にはウイークポイントがあろうかなと思います。それをどう補完するか、このことも大事なところでありますので、今後、その策について協議を重ね、支援策を積極的に講じていきたいなあと、このように考えております。そのことがこれから地域創生の中でも大きな意義があるものと、こう思っております。ただいま御提案いただいたことについて、さらに研究・協議を重ね、積極的な策を講じていきたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 11番、実友 勉議員。

11番（実友 勉君） ありがとうございます。非常に前向きなお話をいただきまして、非常によかったなというふうに思っているところでございます。

私、先日、鳥根県の松江フォーゲルパークに行く機会がございまして、多分、たくさんの方が御承知だろうというふうに思うんですが、ここは花と鳥をテーマにした施設でございまして、キャッチフレーズは、ここは「世界最大級の室内ガーデン」というテーマで売り出されておるところでございまして、ここも同じように国見の森と同じく山を利用してつくられておりまして、入り口にはいろいろなフクロウがたくさん展示をされております。ここまでは無料で見れるわけでございますが、

改札口を入りますと、今度は色とりどりの花園でございます。ペコニアでありますとか、ゼラニウムでありますとか、花が1万株というふうに聞いておりますが、天井からそれこそぶら下がっておるといふふうにして迎えてくれました。そこから、今度はここは動く歩道でございます。動く歩道で山の斜面を登りまして、展望台や温室、水鳥園、それから熱帯鳥の温室、そういったものが珍しい鳥をたくさん置いておられました。少し下りましたら、今度は中腹の池にはカモやとかアヒル、そしてまた白鳥などが放し飼いにされておりました。また、イベントステージではフクロウの飛行ショー、そういったものが行われまして、夏休み中の月曜日だったんですが、親子連れが満杯でございました。約1時間余りの行程でございましたけれども、私自身、満足する公園だったというふうに感じております。

国見の森にはモノレールがございます。面積も比べられないほど広い、是非日本の学びの森にさせていただきたい。それにはやっぱりキャンプ場も必要かというふうに思うわけでございます。前向きな話を聞いておりますが、今年の7月には山口県で世界スカウトジャンボリーというのが行われたようでございまして、150の国々から3万3,000人の人が参加をされたというふうに聞かせていただいております。世界ジャンボリーを招致できる場所、そういったところは今市長がおっしゃいましたとおりで日本では非常に少ないようでございます。また、来年にはこの兵庫県のここ、一宮町の公文のロクロシの森で兵庫ジャンボリーが開催されるというふうに私は聞かせていただいております。一宮でそういったものができるんですが、もう少し大きな兵庫ジャンボリー、それから日本ジャンボリー、そういったものも開催できるような規模の大きなキャンプ場もできるんじゃないかというふうに私は思います。

兵庫ジャンボリーの連盟会長、この人は井戸知事でございます。そして、国見の森公園には非常に関心を持っていただいておりますので、是非また市長のほうから知事のほうに御無理をお願いをしていただけないかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 現在国見の森公園については、公益財団法人しそく森林王国協会にそういう指定管理という形でいろいろ管理もお願いしております。また、ボランティアの方にもいろいろお世話になっていると、こういう状況であります。私もたびたびそのボランティアの皆さんからもこういったところにもうちょっと違う花を植えてみたらどうやとか、あるいはあの道に千年藤じゃないですけども、藤の

ロードとしてどうやとか、こんな御提案もいただいております。いろいろ提案はいただいておりますが、現実的にはまだその動きもないということでありまして、お叱りも受けておるのも事実であります。

今後、あそこ全体をどうしていくかということについても、市としてもいろいろ検討を加え、県にいろいろ要望していく必要があるだろうと、こう思っております。その一つに動物と触れ合える場であったり、場合によってはアスレチックの森だったり、場合によりましてはキャンプ場ということだと思えます。

ただ、キャンプ場につきましては、非常に地理的な物理的ないろんな面、例えば世界ジャンボリーは先ほどおっしゃったように3万人規模であります。そういったことが可能なのかどうかも当然検討を加えないかと。やみくもに県のほうにいろいろお話しするというのもいがかがかなと思っています。ただ、キャンプにもいろんな手法がありまして、いろんなこともありますので、そういったことも十分加味しながら、考慮しながら、県のほうにも働きかけていきたいとこのように思います。

あわせもって、先般、県の連盟のほうからもお越しなりまして、来年、ロクロシのキャンプ場で兵庫のジャンボリーをさせてほしいということで、それについては市としても、あるいは地域の皆さんも含めて全面的に協力しましょうということで、これから準備段階に入って行くわけですが、およそ1,000人お越しになるということでありまして、5年前ですか、一度開催をされたりして、その経験もあります。そういったことも踏まえながら、先ほど申し上げられました国見の森公園を市として一体どういう方向へどうあってほしいということをも十分精査して、県のほうに要望を上げるものを含めて検討を加えていきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 11番、実友 勉議員。

11番（実友 勉君） どうかよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、観光施設の件でございますけども、千種のゆり園について、少し心配でございますので、お聞きしたいというふうに思います。

一昨年、ゆり園は開園をいたしました。すばらしい人気でスタートいたしました。佐用のヒマワリと相乗効果を深めまして、多くの人を呼ぶことができたわけでございます。しかし、昨年、今年と天候によるものか、不作で途中から料金が取れないというような状況ができました。来年もゆり園は続けていかれるんだろうかなと、こんな心配があるわけでございます。

せっかくの人気施設でございます。是非継続できるように、市からの助成が必要であれば助成すべきというふうに思いますが、いかがでしょう。幾らでも助成する

というわけにはいかないでしょうが、市長はどのようなお考えか。また宍粟市を先ほども言っていたいただきました花回廊にしたい、そういったことを市長は言っておられます。菖蒲園についても同じようなことが言えるんじゃないかと、私はこのように思うわけですが、私の取り越し苦労であればいいんですが、市長、このことについて、もう一度お考えをいただきたいというふうに思います。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ゆり園につきましては、昨年また今年と今おっしゃったような状況で、先般来より指定管理を含めて、また中心的になされておりますマックアースの社長ともいろいろお会いする機会がありましてお話をし、それぞれ経営努力の中で、特に植物やいろんなことについてもいろんな専門家も交えながら、いろいろ苦慮されたこともお話を聞きました。しかしながら、市としても何とかせっかくああいう形で民間の力をお借りして、あそこまでいったのだからというお話であります。現実問題として、植物をとということについては、非常に厳しい状況もあるやに聞いております。ただ、これからあのままゆり園をゆりをやるのか、あるいはもう少し趣向を考えてということもおっしゃってましたが、ただ、何とか観光施設の夏場の利活用として、いろんなことをこれから検討していきたいというお話もされておりました。

そういうことはそれとしまして、冒頭申し上げましたように、これまでややもすると、観光施設そのものが一つの点として捉えておって、なかなかそれに対しての支援とかいろいろできない状況がありました。やっぱり点から線へ繋いでいく、あるいは線から面へ広げていく、その役割が市としてあるのではないかなと、こう思っております。それはそのことによって地域の活力であったり、あるいは交流人口の増大へと繋がっていくのではないかなと、私自身も考えておりました。今後、それぞれの既存の施設も含めましてであります。新たな取り組みで新たな事業として展開をしていこうと。それで相互連携をしながら、さらに地域の活力や宍粟市の活力を求めていこうと、こういう動きも出てきておるのも事実であります。そういったところに市としての支援制度もあるのではないかと思ひまして、そういうところを研究しながら、その確立に向けて早急に手だてを打っていきたくと、そのことが市全体の相互のそれぞれの観光施設の連携と、あるいはネットワークの強化になったり、いろんな形で四季折々の折り合いが出てくるのではないかなと、このように考えておりますので、いずれそういう支援策が定まりましたら、また議会のほうにも御提案申し上げながら、いろいろ指導を仰ぎたいと、このように思ってい

ます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 11番、実友 勉議員。

11番（実友 勉君） 非常に前向きのお話をいただきまして、心強く思うわけでございます。

滋賀県の函館山スキー場には、ちくさ高原ゆり園より先に、先輩のゆり園が開園をされております。私たち創政会は千種ゆり園が開園する前の年に、函館山のゆり園を見学をさせていただきました。そして、千種のゆり園を推奨したところでございます。この函館山のゆり園には、行政からの支援、ここは滋賀県高島市だったというふうに思うんですが、たくさん助成がされたやに聞いております。今市長の話から聞きますと、いろいろ考えていただいておりますというふうに聞かせていただきました。是非市長の計らいで幾らかでも助成をしていただいで、ゆり園が継続できるように、よろしくお願ひしたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。もう一度お願ひします。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほどの繰り返しになりますが、点で支援というより大きな枠組みの中で支援をしていって、またあわせもって、それぞれの企業の皆さんも努力なされております。新たな枠組みでその支援制度も検討していく必要があるだろうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（秋田裕三君） これで、11番、実友 勉議員の一般質問を終わります。

続いて、稲田常実議員の一般質問を行います。

2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 2番、稲田です。通告書に基づき一般質問をさせていただきます。大きく3点の質問をさせていただきます。

1点目に、資源ごみについてお伺ひいたします。

宍粟市から、にしはりまクリーンセンターに持ち込まれるごみ全体の約76%が一般家庭から出されるごみであり、そのうち10%が資源ごみであります。そして、その資源ごみの資源物売払収入が平成25年度で約1,000万円あり、その収入は宍粟市が負担する2億4,000万円の負担金から差し引きされております。当初にクリーンセンターと環境組合とどのような取り決めがあったのかわかりませんが、このような相殺というような形では市民の分別の苦勞により生まれた収入が曖昧になり、市民の分別意識の向上に繋がっていかないのではないかと考えております。なぜこの

ような方法になったのか、その経緯をお尋ねします。

また、昨年も資源ごみのうちの布類の分別について質問いたしました。広報等で詳しく説明してくれと要望しましたところ、6月号でその説明がありました。その中では、やはり引き取れる種類を説明してあるだけであります。出される市民の方にもっとわかりやすく説明していかないといけないのではないかと思います。その点についてお尋ねします。

2点目に、人口減対策についてお伺いします。

定住人口の増加をなかなか見込めない今、交流人口増を図っていこうというのが市長の考えであると認識しております。確かに人口減少による影響を緩和させ、地域に活力をもたらすということでは非常に有効な施策であると思いますが、抜本的な解決策とは思えません。例えば、宍粟市に誘致を進めようとするひょうご林業大学校も、仮称であります。大学のない宍粟市にとっては非常に明るい話題であります。学校を卒業して仕事がないために市外に流出してしまえば、今までと何ら変わりません。現に山崎高校の森林環境科学科を卒業しても、林業関係に就職する人はごくわずかです。卒業後に地元で就職していただけるように企業誘致、また現在後継者不足のために高齢化している林業従事者に対して支援等、充実させていきたいと思いますが、市長の考えを問います。

3点目に、森林セラピー事業についてですが、平成27年3月に宍粟市が兵庫県で初めて森林セラピーの認証を受け、約半年がたちました。来年度より展開されていくものと思いますが、少し立ち遅れているなという感じを受けております。全国で60カ所が認定されておりますが、他市町のよいところは取り入れながら、宍粟市独自の取り組みを考えておられるか問います。

これで1回目の質問を終わります。

議長（秋田裕三君） 稲田常実議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 稲田議員の御質問にお答えさせていただきます。

3点いただいておりますが、私のほうからは人口減対策、森林セラピー事業、このことについて御答弁申し上げたいと、このように思います。

特に人口減対策の中でありましたとおり、抜本的な解決策とはなかなかならんということではありますが、確かにそうでありまして、一つの手法として交流人口増、このことも、あるいはそれによって地域の活力や今住んでいらっしゃる皆さんがさらに元気になっていただこうということでありまして、なかなかそれだけではとい

うのはそのとおりであります。

特に、人口減対策の中でこれまでもお話を申し上げたとおり、総合戦略を今しておりますが、その基本目標に掲げるように、雇用の創出はその核というんですか、そういったことになる施策だと、このように考えております。雇用の創出のためには三つの方向からアプローチが重要と考えております。一つ目は市外からの企業誘致、二つ目は市内の既存産業の育成支援、三つ目は林業を含めた地域資源を生かした新たな産業の振興、雇用の場の確保、こういう点ではなかろうかなと、そういう点でアプローチをする必要があるだろうと、このように考えております。

特に、企業誘致につきましては、現在、企業誘致推進員を配置しながら、職員を含めてそれぞれの部署で鋭意努力をしておりますが、国の進める地方創生を受けて、特に東京圏からの本社機能移転に対応するために、地域再生計画を策定をする、あるいは創業者に有利な支援制度が受けられる創業支援計画の策定などにも現在取り組んでいるところでございます。いわゆる東京に本社でなしに、地方へ本社と、こういうことの、そのための計画であったり、新たな創業をするための国や県の支援、そういうための計画を今策定中でありまして、そういったことも取り組みながら企業が来やすい体制を整えていくと、こういうことであります。

今後においても企業誘致については非常に厳しい状況ではありますが、引き続き粘り強く取り組んでいかなければならないと、このように考えております。

その中で、林業従事者への支援をさらに充実せよと、こういうことでありますが、林業事業体が新たに雇用した就業者を一人前の現場技能者というんですか、ある意味の一人前になるにはいろいろ聞いてみますと、少なくとも5年程度はかかるんだと、こういうお話を聞いております。その間の育成費用がそれぞれの事業体にとって非常に大きな負担となっておるのも事実のようであります。新規採用を抑制する一つの要因になっておるとも考えられるのではないかなと、このように思います。

そういったことを受けながら、国においては緑の雇用制度によって必要な資格の取得や知識や技術を取得するために3年間の研修制度を設けてみたり、それに対する経費の助成等々もあります。市においてもこの制度を活用して林業事業体に補助を行い、林業従事者の確保に努めておるところであります。平成26年度では5名、対応があったわけではありますが、平成27年度は3名というふうに聞いております。なかなか進んでおらない状況ではありますが、そういった制度を活用しながら、若い人たちや担い育成という観点の中で後継者育成も含めてさらに強固にしくはならないなど、このように思っています。

ただ、林業従事の皆さん方からいろいろお聞きしますと、特に木を切ったり、いろんな運んだりする作業等においては非常に危険度も高いんだと。さらに、今日はいろんなコンピューターや、あるいは高度な機械の導入によって知識や技能も当然必要になってくると、こういう状況のようであります。まさにそのとおりだと思んですが、そういう意味では、現場のいわゆる技能者の確保だったり、育成というのは喫緊の課題と、こういうふうにも言われておりまして、そのとおりだと思っております。市内で働く場所をさらに創出するためには、市としても継続した支援を行うことも大事であります。あわせもって新規に参画される林業事業体への支援も今後必要になってくるのではないかなと、このように考えております。

先般、林業事業体の皆さんといろいろ懇談をする機会がありました。これまではいわゆる危険、きつい、ある意味汚い、いわゆる3Kだったんですが、より安全、安心、安定、いわゆる3Kから脱却して3Aへ持っていきたいと、こんなこともおっしゃっておりまして、なるほどそのとおりだということがありますし、事業体の皆さんや多くの皆さんと意見交換しながら、本当に後継者がさらにそこに根づいたり、あるいはさらに習得していただいて、さらなる活躍をするために、今後さらなる支援が必要だと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

続いて、森林セラピーのことです。

森林セラピーに係る宍粟市独自の取り組みについてどうなんだと、こういうことであります。

昨日来もこの事業についてもいろいろ御意見をいただいておりますが、特に、この展開に当たって三つのターゲットというんですか、設定をしております。一つ目は市民の皆さん、それから県民の皆さんの健康増進であります。それから、二つ目は企業の皆さんの健康増進と、こういうことでありまして、三つ目は観光客の健康増進ということで、健康をキーワードにしながらターゲットを絞っておると、こういうことであります。

宍粟市の独自性は、昨日もお答えしたとおりであります。森林セラピープラスアルファということで、宍粟市でなければ体験できない多彩なプログラムが提供できるところでありまして、魅力的なプログラム展開を目指しております。

兵庫県に在住される森林セラピストの方々であったり、全国の森林セラピーの牽引役となっている近くの鳥取県智頭町、そういったところのアドバイスも受けながら、また、森林浴発祥の地であります長野県の赤沢自然林公園、そういったところ

にも視察に伺いながら、他市町のよいところを学びながら進めていきたいと、このように考えております。また、あわせもって昨日もお答えしたとおり、日本で初めてそういう女性で活躍なされた先生にも来ていただいて、いろいろ講演やら指導やら現地を見ていただく中で、宍粟市らしさを醸し出していきたいなど、このように考えております。

特に、豊かな森林資源の活用で新たな活路を見出していきたいと、このように考えております。

3点目の資源ごみについては、担当部長からでございます。よろしく願いしたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 続いて、市民生活部、長尾次長。

市民生活部次長（長尾一司君） それでは、私のほうからは資源ごみの関係についてお答えさせていただきます。

まず、にしはりま環境事務組合の分担金の精算方法の決定についてであります、これにつきましては、平成24年9月の構成市町によります課長会で協議がなされております。構成市町へ配分するべきものとして、資源ごみのほかに鉄類などの有価物の販売収入、また熱回収で利用した売電の料金、また直接搬入のごみ処理手数料などがあるわけなんですけども、これらについて事務処理上の観点からいろいろ協議がなされまして、配分すべきものは配分し、また負担すべきものは負担するというような意見も出されましたが、結果的に相殺する方向で決まっております。

また、平成25年度の資源物の支払収入の状況につきましては、市民の皆さんにお知らせするというので、昨年9月の広報でお知らせさせていただいております。

また、議会の委員会につきましては所管の委員会のほうでも報告させていただいたとおりであります。

そうしまして、平成26年度分の収入につきましても、この決算認定等を受けた後になりますが、広報等を通じて市民の皆様にはお知らせしたいと思っております。

次に、ごみの分別方法についてですけど、これにつきましては、家庭ごみの分け方出し方ガイドブックやら分別一覧表、これらを各家庭に配布して分別をお願いしているところであります。

布類の分別につきましては、非常にややこしいということなんですけど、布類として出すもの、また粗大ごみとして出すもの、可燃ごみとして出すものというように三つの区分になっております。非常に問い合わせも多いということで、分別の間違いや問い合わせの多いごみについて広報を通じて再度啓発をしているということ

で、6月には布類の出し方、また7月号、8月号にもそれぞれ分別の方法について掲載しているところであります。

今後につきましても、まず広報等を通じてさらに分別していただくというようなことで、お知らせをしていきたいと思っております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） まず資源ごみのほうで再質問させていただきます。

平成24年9月の構成市町の課長会で決まったということなんですけれども、市民にとって一生懸命分別した成果があらわれてないというか、わかりにくいから問題やと思うんですね。事務手続上決まったということで、もうこれ変えられないものなんですか。私、今年から、にしはりまの環境事務組合の議員としてこの間も参加させてもらいましたが、なかなか意見の言えるような状況でもなくて、宍粟市、こんだけ分担金も払って、それから案分率も高い、その宍粟市がある程度の発言権がないと思うんですけど、なかなかそういう改善できるような状況じゃないんですけども、それは今後我々が頑張っていかなあかんのか、それともやっぱり市、もちろん宍粟市長もその管理の責があるわけですから、そこを市長のほうから事務組合のほうに言っていただくという方法があるのか、我々が訴えていかなあかんものかということをお聞きしたいんですけども。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私もこの組合の副管理者としてそのことにかかわっております、当然課題があれば私自身もその中で話を出して、例えば管理者会議で悪いところは直していく、このことは当然ありますので、もしここが悪い、あそこが悪いということであれば、管理者間で話し合っていて、最終的にはまた議会のほうともいろいろ調整して決めていただく、このことじゃないかと思っています。

議長（秋田裕三君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 学校のリサイクル活動みたいに、成果がはっきりわかるものというのは、やっぱり市民の意識もかなり高くなってくるんで、今の状況で分担金から差し引かれるような方法では、自分たちがこれだけ分別してしたことがどういう事業に生かされとんかもわからないから、別にしてくれとお願いしているんですけども、それはどうしても無理なんですか。

議長（秋田裕三君） 市民生活部、長尾次長。

市民生活部次長（長尾一司君） これにつきましては、議論の中で先ほど申しまし

たように入るものは入るもの、また配分するものは配分するものというような意見もいろいろ出されました。それにつきまして、結果的にこうなったというような説明をしたわけなんですけど、課長会の中でそういう話し合いをしていきますので、その辺につきましてはまたほかの市町との協議もありますので、提案としてはできると思っております。また、ごみの量につきましても市民の皆様、また配分金につきましても市民の皆様には広報等でお知らせするというような格好をとっております。そうしまして、詳細な計算書、1枚のものにまとめたものなんですけど、それらにつきましても、にしはりま環境事務組合のほうでまとめて各市町に配分されております。収入するものと負担するものが1枚の紙でわかるような方向で出されております。それも一つの方法だというようなことで、このような状況になっております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 環境事務組合も3年をめぐりに見直す部分は見直すということなんで、そこはよろしくをお願いします。

布類についてお伺いしますが、今次長にお聞きしまして、広報等で周知しているということなんですけれども、次長御自身が布類ってどういう再利用されているか、御存じかどうかお聞きします。

議長（秋田裕三君） 長尾市民生活部次長。

市民生活部次長（長尾一司君） 布類につきましては、各市町から搬入されたものは、にしはりま環境事務組合のほうで入札をして再利用されていると聞いております。その内容につきましては、再利用できるもの、いわゆるいろいろお願いしとんですけど、きれいなものについてはまた衣類として再利用している部分もあると。また、それらが適当でないものについては、ウエスが中心になっていると聞いております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 恐らくよく存じやと思うんですけども、確認のために布類ってというのは、出されたときは込みボロというもので、それが古着屋に、選別屋、ウエス屋、それから反毛原料問屋、古着屋の4種類に分かれるんですけども、海外向けに出す分と国内向けに使う、要するに再利用されるものとの分け方があると思うんです。それとウエスとあるんですけども、今一緒に出されとんで、それが例えばカッターシャツに墨一つついとってダメなわけなんです、再利用するとなつた

ら。でもウエスには十分なわけなんですよ。それを市民の方はわからなくて、汚れているものは粗大ごみとして出されているんです。1枚20円のシールで出せるものですから、どうしても安易に出してしまう。そこを理解してもらえないと増えないんですよ。現に僕自身、今着ている服をどう出そうかと思ったときに迷うんです。でも、着古したものは出せないということをはっきり書いてありますか、海外に輸出する、国内の古着屋で使う、そのためにきれいなものを出してくださいという説明がありますか、広報に。リユースかリサイクルかがはっきりしてないんですよ。だから、その辺をはっきりしてくださいということを前回言ったのに、この品目は出せます、ジャケットは出せません、このことを聞いているんじゃないんですよ。これがどういう利用をされるかということがわかったら、例えばほかの施設で利用できるものであるというんだったら、それに協力させてもらいたいという声がいっぱいあるんです。ただ、わかりにくいから、それをもう少しわかりやすくしてくださいということをお願いしとんですけども、できますか。

議長（秋田裕三君） 長尾市民生活部次長。

市民生活部次長（長尾一司君） 6月の広報を見てみますと、確かに説明不足の部分があるかもしれませんが、例えば汚れとか、破れのあるセーターなんかは粗大ごみで出していただきたいというような漠然とした書き方をしております。再三、こういう質問は市民からもいろいろとこちらもお叱りを受けたりしておるわけなんですけど、そのたびに現地へ行って指導させていただいたり、説明させていただいたりしております。

このごみの分別の方法につきましては、ちょうど今年が一般廃棄物処理の基本計画を見直す年度となっております。これまでいろんな市民の皆様からいただいた意見なり、また議員の皆様からいただいたお言葉を再検討しながら、よりよいわかりやすい分別の方法に見直すべき点多々あるかと私は感じておりますので、その辺も検討しながら新たな分別方法いうんですか、わかりやすいような方法にしていきたいと、このように思っております。

議長（秋田裕三君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） それはよろしく申し上げます。

ごみの分で最後なんですけども、総合戦略の中を見せていただいたときに、学校などのリサイクル活動の受け入れというのが新聞・ダンボール・瓶という区分けやったんですね。瓶というのは、これ、にしはりまクリーンセンターへ持って行ってほとんどお金になっていない状態であって、その中にやっぱり布類、ペットボト

ル、相変わらず昨年質問させてもろうたんですけども、含まれてないところがあって、現に今年一宮北中学校区でしたりサイクル活動の中に布類を入れていただいたところ、4トン弱出たということは、出るところには出るんだと。せやから、その周知方法であったり、学校単位によって業者が決まっている、その業者が集められないからリサイクル品目の中にペットボトル、それから布類がまじれないんだったら、業者を変えるべきだと、僕はそう学校に伝えてくださいということをお願いしたんですけども、今年のリサイクルではまだ変わっていません。その指導は、これ去年の置き土産なんですけども、今年も相変わらずそのまま続いているんで、指導していただけるかどうかをお伺いします。

議長（秋田裕三君） 市民生活部、長尾次長。

市民生活部次長（長尾一司君） この件につきましては、業者はこちらで決めるとか、そういうのは決まってないわけなんですけど、ずっと言っていることなんですけど、また分別の書類につきましても、PTAなり学校のほうで集められるものは集めていただいているというような状況になっております。

資料等につきましては、教育委員会を通じて学校長会なりに配付いただくようお願いしているところであります。

以上です。

議長（秋田裕三君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 市がリサイクル助成事業ということで、お金を出しているでありますから、市のほうからも指導するべきやと思うんですね。学校単位でリサイクル活動をされて、それを売却されているんなら、これは学校単位の問題ですけども、これは市のほうから補助金が出ているものですから、やはり環境教育も含めてその辺徹底していただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、人口減対策の中で、昨日から同僚議員の方がたくさん質問されているんで、重複する分は避けたいと思います。

まず、8月25日の神戸新聞にも掲載されましたが、「林業大学校の誘致に始動」という大きなタイトルで、具体的な施策は講じられているかどうかということで、昨日からそのお答えも、今朝もいただきまして、宍粟に大学がなく、誘致が悲願だということで新聞報道されております。

そして、県内多数の市町村が同じ考えを持っていらっしゃるところで、宍粟市が有利な条件ということで立地的なものもあったり、林業関係の施設が多いということで、有利な状況であるということらしいんですけども、それが確実かどうかわか

らないところで、新聞報道されて、これはうーんと僕は思ったんですけども、その戦略が進んでいるのかなあということを聞きたいんです。来るかもしれない、呼びたいだけの話なのか、それとも誘致に対して自らにハッパをかける意味で新聞報道されたのか、それが正式な定例の取材発表というよりも、ちょっとぶら下がり的なところがあったんで、その辺をちょっと確認したいんですけども。

議長（秋田裕三君） 西山参事。

参事（西山大作君） 市としてのPRの関係でございます。この関係につきましては、昨日からの答弁の中で市長のほうもお答えをさせていただいたという経緯もございます。県の今、戦略のスケジュール、私が確認している範囲では、8月31日までパブリックコメントを受け付けて、9月の県議会に上程し、10月から決定をいただければ具体的にその取り組みを具体化していくというようなことを聞いております。

この話、県の戦略の中に林業大学校という文字が入るという情報をいただきました。市といたしましても先ほど来同僚議員の質問の中でありましたように、かねてから市としては林業の専門学校が欲しいということも御要望いただいていた経緯もございます。担当といたしましても県のそういう戦略が出る前後いたしまして、県の担当課のほうへもその意向は伝えてきました。それを受けまして、林業全体の取り巻く国の状況であったり、それからもちろんその中には多面的機能であったり、市の今の状況、それから国、県、団体等の今の宍粟市の状況等々を含めたものを県のほうにPRとして、そういう冊子をつくったものも向こうに提案書として出してきた経緯もございます。その間、市長からもありましたように、市といたしましても宍粟市にぜひともというPR等々の活動は県を通じてやっておると。ただ、県の学校でございますので、その誘致のPR、それ以上は今のところはできておらないという状況でございますけども、今から総合戦略を県が決定をいただいて、そのとおり戦略の上に盛り込まれますと、正式に正面切った誘致活動ということになるかと思っておりますので、今後努力をしていきたいというふうに思っております。

議長（秋田裕三君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 林業大学校、仮称ですが、その件に関しては進捗状況を見守りながら大変期待しておりますので、よろしくをお願いします。

やはり人口減対策というのはものすごくこれ奥深い問題であると思ひまして、私、昨日も同僚議員から質問があった中に、県民局長の話では、やはり出産とかによる人口の自然増はなかなか難しいので、社会増に力を入れていかなければいけないと

いう話があって、私、去年、一般質問させてもらったんで、社会増の人口増を目指すというのは、どうしても他市町との人口の取り合いになるとというのが私の考えでありまして、この取り合いをやっていても結局は同じ器の中の人口を取り合うものなので、できれば県民局にしても市もそうなんですが、自然増を諦め、社会増に力を他市町が入れるのであれば、逆に宍粟市は自然増に力を入れるんやという、そういう策もあるんじゃないかなと。

理由の中で、やはり未婚、非婚ですね、未婚、晩婚、晩産という昨日も話がありましたけども、私はその中に離婚も含まれるんじゃないかなと。やはりその解決に向けて出会いサポート事業もされておりますし、その成果は徐々にあらわれてくると思うんですけども、やはり非婚というのは男性の非正規雇用、給料、何せ低所得によるものが僕は大きいと考えておるんです。その中でやっぱり重要なのは子どもの貧困問題というのがあると思うんですけども、やはり学校に行けない、そして高収入が得られないという、何かそのスパイラルみたいなことになってまって、その辺がひとり親のサポートであったり、シングルマザー、その辺のサポート体制をもう少し整えていただきたいのと、税込云々よりもこれからその子どもたちがこの宍粟で育っていくんだ、そして、その子どもたちに宍粟で育って、宍粟のおかげというか、宍粟で育てていただいたと、宍粟に恩返ししようという、こういう感情が生まれてこないと、やはりなかなか現実問題は都会へ出てしまうんじゃないかなと思っております。やはり児童福祉手当の増額、それから給付型の奨学金の拡充などの国の施策も出てきておりますので、市独自でも子育て世代に対して手厚い補助を考えていくことが定住人口増や少子化の歯どめに繋がるんじゃないかと思いますが、それについてお伺いします。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 少子化対策から、あるいは社会増を含めていろいろな課題も当然今おっしゃったとおりだと思います。現状はこれまでも聞いていただいております。転入・転出を見ますと大体年間500人程度になっておると。それから、社会増減で表現方法はともかくとして亡くなる方と出生を比較すると、大体250人前後の差があると。したがって、年によっては500人から600人、この10年間で約7,000人ほど減ったという事実があります。それをどう捉えて、これからどういう戦略を描くかということについては、今戦略会議の中で定住をどうするか、それから将来の人口をどの程度想定してどういうまちをつくるかと、こういうことでありまして、それについてはいろいろこれから御議論いただくわけでありまして、私は一つ

には、先ほどおっしゃったように、今1.58の出生率をどの程度上げていくんかと。現状維持は2.07ですけども、2.3にするのかという目標設定する中で、そのぶら下がる施策をどうするかということが大事だと思っています。

あわせもって、転出先の状況も見ていただいておりますが、姫路あたりが大体500人前後、それから、たつのあたりに200人前後出ておられまして、その方々がいろんな条件があると思うんです。いろんなことがあると思うんです。場合によっては働く場のことがあったのか、あるいは生活の環境の問題があったのかは別に、少なくともその方々が穴粟から通っていただくとするならば、一体それはどれだけの定着に繋がるのか、こういうことも非常に大きな議論の一つだろうと思っておりますので、私は、これから人口減の問題については総合的にいろんな施策を総動員して歯どめをかけていくということが大事であろうと、こう思っております。その一つに、御提案のあった林業従事者の育成ということについては非常に大事な部分がありますので、それも注視しながら進めていきたいと、このように考えています。

議長（秋田裕三君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 今、定住人口が500人余り減ってきているということで、観光振興を目指しておられると思うんですけども、地域研究会という資料では定住人口1人に対して外国人旅行者が7人に匹敵すると。それから、また、国内宿泊旅行が22名分、国内日帰り旅行者となると77人分に当たると。かなりハードルの高いものやと思うんです。500人の定住人口を穴埋めしようと思ったら、もう毎日何人呼ばなあかんのかと。そういう難しいハードルが高いものであるんで、いかに定住人口が大事かということをも物語っている数字やと思います。

それから、今の出会いサポート事業にしてもそうなんですけども、やはり僕は一人でシングルマザーの話をしたかということ、ゼロを1にするというのはなかなか難しいです、今は。でも2を3にするのは可能です。全て言いませんけども、やはりそういう方法も考えていただいて、今の出会いサポート事業が独身者対象じゃないんですけども、年齢的にも独身者対象向けになっているのが、少し今既婚者とか離婚者に向けたものにもちょっと拡充していただきたいなど。それは、表向きにそういう離婚者パーティーというんじゃないんですけども、もう少し裾野を広げて、いろんな人が恥じらいなく参加できるようなシステムに変えていただきたいと思っております。

今さっき交流人口の話やったんで、穴粟市が目指すものとして、交流人口を受け

入れるための交流居住と二地域居住というのがあるそうなんですけども、これは総務省が出されておるもので、やはり都会に住む人たちが田舎と両方に住んで滞在する居住型というものと、それから、二地域交流というのは、都市住民が本人や家族のニーズ等で多様なライフスタイルを実現する手段の一つとして、農産林漁村等の同地域において、中長期、1カ月またないし3カ月滞在することにより都市の住居に加えて生活拠点を持つという方法があります。空き家を是非こういうところに利用していただいて、なかなか私、昨日、伊丹のほうの議員と話しておったら、セカンドハウスが欲しいんやと。宍粟へおいでやと。でも、あの辺からしたら、大阪の能勢に300万円程度で土地が買えると。となると、ここ宍粟市が求めるところというのはやっぱりこの阪神地域であったり、やっぱり都市部からなかなか遠いところからは来ていただけないんで、そういったところで安いところで選ばれるとちょっと不利なんで、何か地域、ビジター受け入れ型というか、その人たちがレジャー施設とかテーマパークをつくるわけにいかないんで、やはりこの宍粟市の地域の特色を生かした観光アプローチ手段を考えていただきたいと思うんですが、現在のところ、その観光アプローチ手段というのは具体的なものはありますか。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 先ほど言われました二地域居住の関係で現在どういうことをされておるかという御質問と考えて、御答弁のほうをさせていただきたいと思えます。

昨年度に波賀のほうにおいて、1軒の家の改造を市でし、そして、そこで農業体験を含めての居住ということで、いわゆる都市の方の体験居住がしていただけるということのそういう制度もつくって、今現在1人入っていただいております。このようなところを先ほど言われましたように、人が今住んでいない住居等を活用させていただいて、いろいろなことをしながら、宍粟の自然に触れ合い、また農業の体験もしていただきながら、こちらで都会ではない生活がおくれると、そのようなことも総合戦略の中で描いてやっていきたいと、そのように考えております。

議長（秋田裕三君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 観光というのは幅広いんで、一步一步ではありますが進めていただきたいなど。

時間もないようなんで、森林セラピーについて最後の質問をさせていただきます。

森林セラピーの推進協議会の構成員というのを見せていただいて、健康関連で兵庫県健康財団、そして宍粟市医師会、また宍粟市社会福祉協議会があり、それぞれ

の連携をとっていただかなければいけないと思うんですけども、この森林セラピーの関係団体を見ると、どうしても観光関係の団体がほとんどやったと思うんですね。それから、その健康財団と医師会、社会福祉協議会とはどのような連携を考えておられるか、お答えください。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 森林セラピーを実施するに当たって、健康関係とどのようなかかわりを持つかということでございますけども、いわゆる森林浴という昔から言われておりましたことについては、自分たちでそれぞれが気ままに山を歩くと、こういう形に対して森林セラピーというのは、それに対して健康的な面からいろいろと血圧であるとか、ストレス度であるとか、そういうことも測定しながら、セラピーを行っていきこうということで実施するような次第でございます。

その中で、当然セラピーガイドにつきましては、森の案内とか、そういうことが主体になります。そうすると、一体この森林で散策することによってどれだけの健康的な効果があったのかというのを計測するための器具も必要でございますし、はかるためには当然それに従事していただく方、つまり健康財団であるとか宍粟市医師会とかとの協力も必要ということで、この構成の中では一緒に入って、ともに考えていただきたいということで挙げております。

議長（秋田裕三君） 稲田常実議員。

2番（稲田常実君） もちろん今は観光だけじゃなくて、医療等のことも考えておられるということやったんで、宍粟市の、全国的にどっこもなんですけども、やはり少子高齢化というのは社会保障の問題が結構大きな問題として抱えられておるんですけども、その現在介護の必要な方には最大限の支援をしていかなければならないと思いますけど、もう一つに介護予防、その介護予防という部分で森林セラピーを活用していただけないかなど。観光施策として考えるというだけじゃなくて、そのままですと、やっぱり認証を受けただけで終わってしまうような感じがするので、単なる森林浴の場所としてではなく、森林全体が例えば生活習慣病の予防になっているとか、そういう機関を目指して宍粟市がよその60カ所と同じようなこと、ガイドもあり、グルメというのか、そういう食べ物もあり、これどっこもやっているんです。そうすると、宍粟市に来たいというんじゃなくて、宍粟市にもあるなとなってしまうんで、宍粟市にしかないものを何か一つでもいいんで、ここに行かなければならないというものを一つつくっていただきたいと思います。これは今現時点では多分なかなかないと思うんで、今後よろしくお願いします。

終わります。

議長（秋田裕三君） これで、2番、稲田常実議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をとります。

午後2時20分まで、暫時休憩に入ります。

午後 2時07分休憩

午後 2時20分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、鈴木浩之議員の一般質問を行います。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。では、最後になりますが、一般質問をさせていただきます。

今回大きくは説明とか情報公開のあり方についてが一番大きなテーマであります。具体的な事案として4事案をちょっと挙げさせていただきました。

現在進行している事業や計画の中で、行政が議会に対する説明だとか住民に対する説明と実態が異なっているということが多く見られます。また、変更の理由であるとか、法的根拠の説明が不足しているものが多いと感じております。以下、4点についてそれぞれ説明をお願いいたします。

まず1点目、3歳児教育の実施について、市の幼保一元化計画、これは社会福祉法人による認定こども園という方針にのっとり、具体的な協議を開始するというか、そういった方向性が確認された地域から3歳児教育を進めるとの説明がこれまでなされてきました。実際には波賀で2年ほど休止していた委員会がつい最近再開されたんですけども、そこでは運営として公立か私立かという議論がなされようとしています。その理由をお聞かせください。

また、3歳児教育、これ1号認定という認定になるんですけども、これは努力義務であるということで、以前市長、教育長の答弁がなされてきましたが、その法的根拠を教えてください。

2点目、野尻幼稚園の改修についてです。

現在、休園中の野尻幼稚園の園舎は大規模な改修が行われている最中でありまして。これは廃園ではなく休園という措置なんですけども、廃園にしなくてもこの利活用できる法的根拠、これを教えてください。

3点目は、千種のB&Gプールの工事の工期、あと熱源等の変更についてです。

当初は水温30度、室温26度、これをキープするために熱源としては木質ペレットボイラー200キロワットという説明がされていましたが、今公開されている見積もりの参考内容というか、内訳には重油ボイラー430キロワット、あとペレットボイラー300キロワットということになっています。この変更の理由。また、当初の説明で太陽光発電等についても導入をできるかどうかも含めて検討がなされるといふように説明がありましたが、結果どうなっているか教えてください。

4点目、最後です。ネットワークトラブルに伴う開札場所の変更、これ6月30日にも、これは新聞報道とかでも周知の事実なんですけども、ネットワークトラブルでネットワークが遮断されている間に、6月30日、これ入札の開札が行われたんですけども、これが執行場所が宍粟市本庁舎4階、402会議室ということで公開されていますが、実際にはこのトラブルで別の場所で行われていたのではないかとということです。この開札場所の変更の理由、また、それに伴って通常とはどのような違う手続で開札がなされたか、この4点についてお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 鈴木浩之議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 鈴木議員の4点の質問に対しまして、私のほうからは初めの2点についてお答えさせていただきたいと思います。

3歳児教育の実施ということではありますが、先ほど言っていたいただきましたように、先般、8月20日に波賀中学校区の幼保一元化の地域の委員会を2年ぶりに再開しまして、これまでの経過や、それから今後の進め方について協議していただきました。

特に、これまでの経過報告の内容でいろいろと議論し、波賀地域における少子化がますます進む中で、就学前の子どもの環境をよりよくするために、昨年、平成26年の9月25日付で当委員会から協議結果として以下の3点について文書が提出されました。それは、1点目としまして、幼保一元化は当然進めていくべきである。2点目としまして、幼保一元化方針のもとで早期に3歳児教育を実施すべきである。それから、3点目としましては、運営形態については教育委員会の方針で問題点を整理し、解決に向けて協議していくことという確認文書をいただき、3歳児教育を進めております。

再開しました委員会では、市の方向を確認することから、公立か私立かの問いが複数の委員から出ましたが、最終的には3項目の確認をしていただきました。その共通理解のもと、今後委員会の意見をまとめていきたいというふうに考えております。

次に、3歳児教育の法的根拠ということですが、学校教育法第26条で幼稚園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とするという定めが、これは以前からありまして、このことから努力義務と解釈しております。ほかの市町村でも1年保育、また2年もしくは3年保育のところもあります。どうぞ御理解いただきたいと思います。

それから、野尻幼稚園の改修や利活用にかかわる法的根拠ということなんですが、現在、利用計画がないことから、行政財産の目的外使用の許可をしたものであります。その根拠につきましては、地方自治法第238条の4第3項第7号の規定に基づき宍粟市公有財産規則第43条により行政財産の使用を許可したものであります。

私のほうからは以上でございます。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 私のほうからは、ネットワークトラブルに伴います開札場所の変更の件につきまして、答弁させていただきます。

宍粟市では、発注者の経費の削減やこれに伴います競争性の向上などを目的としまして、平成23年度に電子入札システムを導入をしております。この電子入札により開札を行うためには、兵庫県の電子入札共同運営システムとインターネットで接続が可能な環境整備、それと発注者用の認証を受けましたICカード、さらにパスワードが必要となってきます。

おっしゃいました6月30日の開札につきましても、本庁舎4階の会議室において開札をする予定で公告をしておりました。そして開札準備を進めておりましたが、御存じのとおりネットワークのトラブルによりまして、L G W A N回線が使用できないというような状況から、県のほうへ協議をさせていただきまして、環境が同じように整備されております県の土木事務所をお借りして開札業務を行ったものでございます。

その開札の体制なんですけども、電子入札の体制につきましても通常の宍粟市の市役所で行うと同様の体制で開札につきましては行っております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、千種B & Gプールの熱源等の変更、この件について御答弁をさせていただきたいと思っております。

B & Gプールの熱源等につきましては、昨年、委員会のほうに説明してきたところでありますが、その説明内容につきましては、計画段階でのものとして概略をお

示しをさせていただいております。今回、実施設計に当たるに当たって、設計事務所と協議する中で、施設全体を賄う熱量を試算し、ペレットとボイラーの能力、それとそれを補完する形で重油ボイラーの能力を決定をしてきておるところであります。

概略計画時には、最低必要な能力として提示をしておったということでございまして、実施設計に伴って温水への熱量及び空間温度の熱量を考慮しながら、最終決定を行ってきたところでございます。

さらには、太陽光発電の件であります。御存じのとおり穴粟市につきましては、環境基本計画の中でエネルギーの自給率の向上というところをうたっております。当然市としましても率先をしてその設置に取り組んでいく必要があるという観点から、可能な限り設置をしていきたいというところで設計事務所とも協議を重ねております。

その協議の中では十分に発電ができる、あるいは昨年、屋根貸しでも千種地域でも実績が2カ所ある、そういったことも鑑みながら、今回常時電力が必要な空間というところのエリアを考慮しながら、設計に盛り込んでいるところでございます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、再質問をさせていただきます。

まず、順を追って1番目として、幼保一元化の件です。

先ほど教育長のほうから説明があったとおり、波賀地区では平成25年5月から2年間ほど、その委員会が休止していたわけです。それで、その間に先ほども言っていた平成26年の9月に委員会から教育委員会への通知というか、文書が来ています。何度もこれ確認をしているんですけども、市の幼保一元化推進計画の方針というのは、あくまで社会福祉法人による認定こども園で、それに合意というか、その方向性で協議を進めていきますということが地域が承認したということによろしいのでしょうか。まず、その点、お願いします。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 波賀の場合におきますと、前協議会長は、地域発展のために公立、私立のどちらがよいかという考え方で決めてほしい。また、社会福祉法人に決定するとしても要望をしっかりとしたものにしてほしいという考えのもと、この前の委員会では経過ということでしております。

社会福祉法人は、いろいろ問題があるなら、今後の議論でよりよい運営主体にし

ていこうというのが市が受け取った地域の委員会の回答とっております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） もうそんな煙に巻くというか、答弁はっきりしないのは勘弁してほしいんですけど、あくまで市のほうは社会福祉法人による認定こども園という方向性がありますよね。これにのっとって協議を進めるということが確認された地域から3歳児教育を進めていくということはずっとおっしゃっていて、実際に波賀で3歳児教育が行われているのはその方向性に乗っかっているからだという話であれば、今委員会が再開されたときに公立か私立かという話、社福か公立かという話は出てこないはずなんですけども、なぜそこが今出てくるんですか。そのあたりの矛盾点だと思うんですけども、しっかり御説明ください。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） この間の委員会でありますが、私も行ってあったわけですが、そこで最後のほうで部長がこのようにっております。「市の方針としましては社会福祉法人による運営であるということ。次回以降はこの方針に基づいて説明させていただきながら、地域の委員会として決定していただきたい。」というふうに申し上げまして、それ以降、意見は出なかったもので、私たちはこの三つの方針に基づいて市の方針によって社会福祉法人で進めていくというふうに理解しておりますので、次回からはこの方向でいきたいと思えます。

ただ、委員の方もたくさんメンバーがかわられておりますので、十分な説明ができなかったのかもわかりませんが、公立でという思い持っていらっしゃる方がいるというのも事実であります。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 申しわけないですけど、私いろいろその委員会を傍聴に行かせていただいて、あの協議の結果をそのように捉えられるということがもう信じられませんので、そのあたり明言してください。では、もう波賀の地域では社福による認定こども園という方向性で今後協議を進めるということが決しているということですか。それをまず宣言してください。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） その方向で進めていきたいというふうに思っております。

ただ、先ほど部長も申しましたように、前会長の説明の中で、先ほど説明しましたが、既存の社会福祉法人ありきのスタートではないという言葉や社会福祉法人を

否定するものではないという説明があったところから、私は公立という思いを出された方もいらっしゃると思いますが、以降は私たちが思っております市の方針で進めていくようにしております。ただ、先ほども言いましたように、問題点を整理しという部分がありますので、この辺については十分意見を伺いながら、進めていくように考えております。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） この件に時間取られるのはあれなんですけども、じゃあ、選択肢としては問題点を整理する中で公立、社福、その両方の選択肢があるということですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 公立についてのメリットやデメリットも出してほしいという意見も出ておりましたので、そこについては出しながら、市としましては、社会福祉法人を主体にこの幼保一元化を進めていきたいと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、その方向でしてください。この件、3歳児教育との交換みたいな形でちょっとよくない状況なので、これ一昨年に行懇のときは野尻幼稚園が休園になることに伴って3歳児教育を波賀で週5日やってもらえないかというときには、あくまで休園、区域外通学であるから、波賀のシステム、3日間の青空でしたかね、にあわせてもらうという話、それが1年たった次の行懇では、結局3歳児教育を全面的にやると。その内訳とか裏には幼保一元化の計画か社福での方向性が固まったから、そちらにかじを切ったんだという説明なり、そういった認識が広がってますので、そのあたり今後協議する中に公立、社福、私、社福がいいとか悪いとか言っているわけじゃなくて、地域の思いとしてそれを望んでいるということが実際にあるんで、それが選択肢としてあるのであれば、それを提示した上で議論をしていただければと思います。

では、次の点に移りたいと思いますが、先ほど3歳児保育に関してのなぜこれ努力義務というふうにお答えかということで、学校教育法の26条とおっしゃいましたかね、義務教育は3歳児から受けることができる。だから、努力義務だということをおっしゃいました。実際には、子ども・子育て支援計画の中では、その1号認定は3歳児からということで、幼稚園では基本3歳児から教育が受けられるということが制度的になっていきますし、そのための財源等が保管されているんです。

実際には認定されて、市内で認定はされるけれども、そのサービスを受けられな

いという方も現在55人分ですかね、この確保量の不足ということで55名の方が1号認定の3歳児で確保量から不足しているということなんですけども、これは努力義務というふうに捉えてもらって結構です。法律上、法解釈をそのようにされるのであれば結構ですけども、実際には内閣府が出している自治体向けのそういった子ども・子育てのQ & Aに、これ平成27年の6月17日が最新版なんですけど、その中で3年保育のことが言われているんです。これは現在2年保育しか実施していない公立幼稚園は新制度への移行に当たり、3年保育を実施する必要がありますかという問いに対して、義務を生じるものではないと言ってます。ただし、そこからが重要です。ただし、市町村事業計画の策定に当たり、見込んだ3歳児の教育・保育のニーズに対して私立幼稚園や認定こども園を含めた供給量が不足している場合には、穴粟市はこれに該当しますね。1.私立幼稚園などによる対応を含め、その確保方を市町村として定めていただく必要があると。いわゆる子ども・子育て支援計画の中でその方策を定めなさいと言われてます。ここに対してはどのような今計画がなされているか教えてください。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） この対策としまして、今までも説明しておりますように、認定こども園の整備を整えながら、その3歳児教育の環境づくりに今からも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私、内閣府とかに確認はしたんですけども、先ほどちょっと紹介しましたけども、子ども・子育て支援計画の中で量の見込みということで、平成27年の見込み、1号認定の3歳児は65というニーズがあります。波賀と千種で10、サービスを確保しているということで55人不足しています。これは来年度も実際には同じような確保量です。これがいきなり平成29年、これ63の量を見込んでいるんですけど、不足がゼロになるんですね。ということは、来年にはもうこの今不足している55人分をどこかで補完するという3歳児の教育が実施されるということが担保されない限り、この計画はただ単に数字遊びだけです。どこのエリアで認定こども園を整備してこの55を埋めるといふか、そのニーズを満たすというふうな計画を教えてください。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 今の民間保育部会とこの認定こども園の移行

ということで今協議をしているところがあります。保育所が認定こども園に移行できれば、ある程度の人数はここで対応できると考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） いやいや、この段階に来て、平成29年には不足がゼロになるという段階で、どこのエリアで何人分、ここまで計画に盛り込まなかったらおかしいんじゃないかと思うんですけど、そこを教えていただきたいんですけど。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 今言っていた数を実現するために、今、波賀、そして一宮北、南地区で鋭意努力をしております。何とか達成できるように、この後取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） だから、波賀はさっき10人の中で見込んでいるんですね。一宮と山崎で確保しなければエリア的に無理ですね。具体的に一宮のどこ、山崎のどこでその確保をするのかということを知っているんです。時間を使わせないでもらえますか。

議長（秋田裕三君） 教育委員会、藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 今ちょうど民間保育部会と協議しております。まだ、この段階でどこやということは言えないという状況であります。御容赦申し上げます。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 法令違反というわけではないですけども、法解釈として先ほど学校教育法を出していただきましたが、子ども・子育ての法律のほうでは、そこをしっかりと確保策を示せということがうたわれているはずなので、そこをしっかりとしてもらわないと、これ法令違反っていうか、になりますので、是非ともお願いします。

では、野尻幼稚園のことなんですけども、先ほどちょっと地方自治法の238条を引用してというか、そこに準じてということだったんですが、もう一度、どこの条文か教えてもらえますか。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 私のほうから説明させていただきます。

地方自治法第238条の4の第3項第7号、行政財産はその用途又は目的を妨げな

い限度においてその使用を許可することができる。この条文であります。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 地方自治法のそこに書いてあるとおり、そもそも野尻幼稚園は幼稚園としての設置ですよ。その目的だから休園なんですよ、再開するときには、すぐ開催できるように機能保持をしなければならないと思うんですけど、今の工事内容はどうですか、もう全部ほとんど変わってますよね。そんなこと地方自治法上許されるんですか。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） この使用許可を出した以降、変更の届け出がありました。その内容としては屋根、外壁、また空調施設、トイレ等の項目があります。この項目を判定しますと、施設の機能強化という面が強いということから許可しております。その目的を大幅に逸脱するものではないと考えております。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 今の野尻幼稚園が再開しようと思えば、元のとおり幼稚園としての機能がもう確保されていると。逆に言ったら、それを機能強化したんだということがおっしゃりたいんですか。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） この許可条件の中に使用期限は来年の3月31日まで、また公用で使用する場合は元に戻すという、元に戻すといえますか、その許可を取り消すということで条件をつけております。この施設の中、部屋なんですけれども、幼稚園の教育に使おうと思えば、また復旧できるというふうに考えております。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） ありがとうございます。そういう法解釈も含め、あの施設の改修の仕方が幼稚園としての機能がすぐに復元できるというふうな教育委員会のお答えであれば、その認識で私も受けとめます。

ただ、なぜこれを言っているかということ、あくまでこれは廃園にしてもらって、条例でしっかりと3歳児教育の波賀のところをうたってほしいということの裏返しなんです。これもいろいろ宍粟市の幼稚園の設置条例であるとか、管理規則、あと通園区域に関する規則、これ改正されているところとされていないところがばらばらで、何の法的な整合性もとれてない状況なんです。

で、波賀でやっている3歳児教育は正式な教育課程といいながら条例にうたわれ

てない状態です。是非ともそのあたり、それは身分であるとか、そういったところは要綱で十分だという話なのかもしれないんですけども、そういったところの法的根拠なり、バックアップをしっかりとしないと、どこかで問題が生じると思うんで、そのあたりちょっと法解釈が非常に自己都合というか、御都合主義だと思いますので、そのあたり条例整備なり規則の整備をしっかりと整合性にとってやっていただきたいと思いますが、そのお答えをお願いします。

議長（秋田裕三君） 教育委員会、藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 条例、規則をもう一度確認して不備があれば、今後整理していきたいと考えております。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） いや、確認して不備があればじゃなくて、不備があるというふうに言っているんです。変えていただけますね。

議長（秋田裕三君） 教育委員会、藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 教育委員会でよく諮りながら整理していきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、次の千種のB & Gプールの話に行きたいと思うんですけども、これ7月31日に公告があって、8月26日に1回目の入札というか、開札がされて、不調に終わっているんですけども、そのときの工事費の仕様を見たときに、先ほど言ったんですけども、木質ペレットボイラーで200キロワットで室温30度でしたっけ、水温26度ということを保てるというお話、ボイラーに関しては木質バイオマスというか、ペレットなのか、薪なのか、そういった検討はするけども、重油ボイラーというのは全く検討材料に入ってなかったんです。これは森林ということ、これまでいろいろ言われてますけども、その振興も含めてペレットでやるべきではないか、もしくは薪でやって、そういった千種で出た、切った枝であるとか、草もその薪ボイラーであれば燃焼できるので、それを是非使うべきだということで提案もさせていただいてますけども、これなぜ重油ボイラー、これペレットボイラーよりも熱量は多い重油ボイラーを1基つけるということは、メインはこっちですよ。どういう状況なんですかね。もう一回、説明をお願いします。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 今回の検討段階でいろいろ協議をする中で、最終的には今答弁をさせていただいた内容になっております。特に、ペレットボイ

ラーの熱源の安定性というところが非常に危惧をしております、さらには千種地域の外気温、この関係をペレットボイラーで補完するには、さらに大きなものが必要になってくるということを考えまして、トータル的には工事費が非常にはね上がってくる、そういったことも勘案しながら、総合的なところで、特にペレットボイラーを中心に使っていこうということについては変わりございませんが、それを補完する形で重油ボイラーを導入するというところでの設計にさせていただいております。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） そんなことは計画の段階でわかっていますよね、千種の気候なんて。それでペレットボイラーでやるんだと。それは森林のことであるとか、環境のことであるとか、化石燃料に頼らないで木質のバイオマスでいくんだという環境施策の意味も含めて、それでやるんだという計画をしてたんですよ。このボイラーの能力からいったら、絶対ペレットボイラーよりも重油を燃やしますよ、どう考えたって。あの寒い千種で水温を30度に保とうと思ったら年中使いますよ。そのあたり事前にそんな検討がなされてなかったっていう話ですかね。もう一度そこを明確に説明をお願いします。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 去年の部分でのところでは、重油ボイラーも意識の中には当然あったというふうに認識をします。ただ、特に宍粟の地域におきましては木質バイオマスというところ、あるいは環境に配慮した施策を推進することから、特にペレットボイラーの導入も検討したいということで報告をしていたのではないかなというふうに思います。

設計をしていく中で精査する中で、特にペレットボイラーだけではなかなか熱源を供給し切れない、そういう結論に至ったところでありまして、特にペレットボイラーの大きさ、容量の関係もございます。国内で生産されたボイラーを導入するほうが後々の故障等の対応、それが容易になるということも考え合わせながら、その補完的な役割として重油ボイラーを入れざるを得ないというところの結論に至ったわけでございます。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） ちょっと坂根さん、説明がおかしいんですよ。しっかり引き継いでいてもらいたいんですけど、今の説明だと、最初メインはあくまで重油ボイラーだと、方針は。ただ、環境施策のこともあるので木質ペレットを入れたいとい

うふうに、最初どちらがメインかといったら、そちらがメインだという説明をして、その説明の最後には逆ですよ。重油ボイラーは補完的に入れざるを得ないと。その論理矛盾というか、説明の仕方、変ですよ。もう一度、しっかり説明してください。

議長（秋田裕三君） まちづくり推進部、坂根部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 誤解があれば申しわけございません。重油ボイラーをメインに検討しておったということで御答弁はしておりません。特に当初からペレットボイラーを導入したいというところで考えておりましたけども、重油ボイラーが全くなかったかということ、そうではないという認識であるというところでございます。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） いや、当初説明したときには、あくまで木質ペレットボイラーは最初の導入コストはかかるけれども、維持費が安いと。そういうことも長期で見たときには環境のこと、そういったコストのこと云々考えてペレットボイラーがメインだというふうにおっしゃっていたんですよ。補完するんであれば、木質ペレットボイラーを2基にするとか、3基にするとか、そっちで拡充するべきじゃないんですか。

議長（秋田裕三君） まちづくり推進部、坂根部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 実施設計の段階でペレットボイラー2台というところについても設計事務所としては我々と検討をしてきております。しかしながら、導入経費の部分、トータル的な設計額というところに影響してきますので、なかなか2台というところには踏み切れなかったというところで御理解いただいたらと思います。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） だから、そういった積算が甘いんですって、もうそういったことを全て勘案した上で予算を上げてこないから、そういうことになるん違いますのん、申しわけないけど。もうそんな後づけ後づけの説明で納得しろなんていうのは無理な話なんで、もうこの件いいです。もうしっかり工事、どっか事業者に頼んでしっかりとしたものをつくってください。それで木質ペレットボイラーをどんどん使って宍粟市の林業に貢献できるようなものにしてもらえば結構です。

実際これ、今度また9月4日にまた新たな工事ということで、また入札があるんですけども、この間、8月26日の前回の開札から9月4日までの間に、事前公告と

ということで情報が出ているんですね、ホームページに。そのときには面積のことがちょっと小っちゃくなってるなという印象だったんです、最初の予定と。あと、スロープ及び階段ということでちょっと仕様も変わっていたんですけども、今回また正式にこの公告が出たら、前の広さに戻っていて、その仕様もまた戻っているんですけども、これどういう情報の提供の仕方なんですかね。もう一回、ここをしっかりと説明してください。

議長（秋田裕三君） 暫時休憩。

午後 2時56分休憩

午後 2時56分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

まちづくり推進部、坂根部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 今、御指摘のありました面積が変わっておったのではないかなというところにつきましては、少し現段階でお答えできませんので、後で確認をして御返事させていただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 後で確認しなくてもここに印刷して持ってきたんで、後からお見せします。前に出てた公告、途中にあった事前公告、現在出ている公告、3個御用意しましたんで確認してください。仕様が変わってますんで、これどういう状況かということです。

あと、工期の問題、これも取り上げたいんですけども、2カ月ぐらい遅れているんです。これ前から気になっていて、あそこ認定こども園ができるのが9月予定だったんですけど、工事が6月から入るということで、重なるだろうということ予測してました。それで、こども園ができている柵の中でしっかり工事ができるのかと言ったら、できるというお答えだったんですけども、現在もう認定こども園ができてそっちの柵が取り払われて広くなった状況で工事なんですけども、そのあたり工事が遅れたことに影響はないんでしょうか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 認定こども園の工事の影響はないというふうに考えております。今回、少し遅れてきたこと、さらには今回補正予算でも繰越明許費を上げさせていただいておりますが、当初この穴粟市の地でありますので、木造化ができないかというところでの検討期間を設けたために、実施設計に入る時間

が若干遅れたというところと、もう一つは、学校行事との兼ね合いをする中で調整をする時間が必要だったというところの大ききは2点で、認定こども園の工事とは関係なしに設計の遅れというところが影響しておるというところでございます。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） もう時間がないので最後にしたいんですけども、これまで一般質問、代表質問の中でこれまでの市の不祥事というか、いろいろな事案のことに關してありました。今回、この4点聞いたのはこれ情報の公開であるとか、説明責任のあり方ということなんですけども、これ全てやっぱり法令とか、やっぱりいいかげんな解釈、自己都合の解釈なり、条例をしっかりと整備していなかったりというところが非常に影響していると思います。

これ何度も言うように、市長からの回答の中で取り上げられた、襟を正して、より高い倫理観に基づいて市民のために働く姿勢を示すということが、これからの信頼に繋がるという通達を出したということがありました。

これロシアのことわざらしいんですけども「魚は頭から腐る」と、これ組織のことに苦言を呈したことわざらしいんですけども、昨日、市長の答弁の中でも風土ということがありました。今の市役所の風土をつくっているのは、これ市長の責任だと思います。そういった法令遵守、あと、そういったところをしっかりと市長自体がいいかげんにしていることが職員に反映しているというふうに思いますので、

議長（秋田裕三君） 発言の途中ですが、時間が超過しております。直ちに終了してください。

1番（鈴木浩之君） そのあたり襟を正していただきたいと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、9月10日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時01分 散会）